

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書

（本報告書の位置付け）

社会保障カード（仮称）の在り方については、現段階で本検討会として一定の結論を得たものではないが、本報告書は、今後の更なる検討に活用されることが期待されるものである。

社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書

目次

1.	社会保障カード（仮称）の検討の背景及び方向性について	1
1. 1	社会保障カード（仮称）の検討の背景とこれまでの検討状況	1
1. 2	社会保障カード（仮称）構想や関連する仕組みの目標	2
1. 3	社会保障カード（仮称）の検討の方向性	4
1. 4	社会保障カード（仮称）による効果	5
2.	仕組みの仮定とその検証について	8
2. 1	仕組みの仮定	8
2. 2	仮定の検証	12
3.	年金記録等の閲覧について	13
4.	医療等の現場での活用について	16
4. 1	ICカードの機能を使用した医療保険資格確認	16
4. 2	ICカードの機能が使用できない場合の対応	19
5.	保険者間等の情報連携について	22
6.	写真付きの身分証明書としての機能等について	24
7.	カードの発行・交付方法等について	24
8.	電子行政、電子私書箱（仮称）等の取組との連携について	30
9.	制度的対応の検討について	41
10.	社会保障カード（仮称）の実現に向けて	42

社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書

1. 社会保障カード（仮称）の検討の背景及び方向性について

1. 1 社会保障カード（仮称）の検討の背景とこれまでの検討状況

本検討会が平成20年1月に取りまとめた「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」及び平成20年10月に取りまとめた「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」（以下「これまでの議論の整理」という。）で述べたように、社会保障分野においては、人口減少と急速な少子高齢化を背景に、質の高いサービスを効率的・効果的かつ安全に提供していくことが求められており、情報通信技術を活用して、利用者が社会保障分野のより良いサービスを安心して利用できる社会を実現していくことが必要である。

その際、情報化というものは、国民の生活に密接に関連する各種事務手続等の多くが統合的に情報化され、全体として実施されることで最大の効果を発現するものであることに留意する必要がある。この点につき、進捗の過程にある等の理由で情報化が部分的である時点においては、効果を実感しにくく、費用対効果を得にくい側面があるとともに、全体最適の観点からは、分野ごとに情報化を進め、それぞれで類似する仕組みを構築することは非効率であり、また、利用者の不便を招きかねない。そのため、社会保障カード（仮称）については、将来を見据え、社会保障制度全体を通じた情報化の共通基盤として位置づけられるべきものとして検討を行ってきたところであり、このような基盤が整備されることにより、

- ・ 社会保障制度における自らの情報や社会保障制度に関する情報の可視化・透明化を進めること
- ・ 利用者が効率的にきめ細かなサービスを受けられること

が一層進むことが見込まれるところである。

また、国民生活に密着する社会保障の分野においてこのような基盤が整備され、社会的な合意が得られれば、より広い用途で利用することができる可能性がある一方、用途の拡大に伴いプライバシー侵害等のリスクが高まる可能性もあることから、これをできる限り回避しつつ、利用者の不安が極力解消される仕組みとして検討を行ってきたところである。

なお、社会保障カード（仮称）の構想については、安全性の観点から現時点においてＩＣカード¹を利用することを想定しているために、媒体であるカードそのものだけを目的としているようにとられかねないが、カードをアクセスキーとして利用して、安全かつ確実にデータにアクセスできる仕組み全体を指すものであることに留意が必要である。

1. 2 社会保障カード（仮称）構想や関連する仕組みの目標

その一方で、現在、社会保障分野における手続等を含む、人生の様々な場面におけるワンストップサービスやそのための情報連携等の実現に向けた取組が行われている。

その背景としては、現在、社会保障分野を含む様々な分野において、国、市町村、健康保険組合等、多数のサービス提供主体が存在しており、国民の各サービスに関する情報は、国民自身や事業主の申請・届出等に基づき、それぞれのサービス提供主体ごとに管理されている。そのため、サービスの受け手である国民が申請や自らの情報の入手等を行う場合、それぞれのサービス提供主体ごとに手続を行っている状況にある。

このような状況の中、

- ・ 国民は、転職による医療保険の脱退・加入手続等、互いに関連する一連の手続を行うために、複数の機関を訪れる必要があったり、住所の変更等、同一の届出事項を重複して記載しなければならなかったりする
また、これにより、サービス提供主体には重複した事務処理等が発生している
- ・ 国民が必要とする情報を各サービス提供主体が分散して保有しているため、国民が一括して情報を取得することができず、自分が欲しい情報にアクセスしにくい

など、国民にとっても、サービス提供主体にとっても、多大な労力・コストが発生している。

¹ ＩＣカードは、ＩＣチップ内に情報を収録することで視覚的に情報を隠すことができることに加え、不正な解析等に対する防御対策がなされた「耐タンパ性」を有するといったＩＣチップの性質上、偽造や不正使用が難しく、安全性が高いことから、一般的に利用されている。

このような現状を踏まえると、今後は、

- ・ 複数の機関に分散している自らの情報の入手や必要な手続を一カ所で完結できる便利なサービス（ワンストップサービス）を実現すること
- ・ ワンストップサービスを可能とするとともに、必要なお知らせ等の情報を提供し、手続を省力化するため、各機関相互の情報連携（バックオフィス連携）を実現すること
- ・ バックオフィス連携により、各機関の業務効率化、コストの削減を図ること
- ・ 分野・機関横断的に状況を把握し、それに対応したきめ細かな施策を実施すること
- ・ 行政サービスの透明化を図るとともに、個人情報等へのアクセスの監視を可能とすること

を目指す必要がある（図1参照）。

この点につき、社会保障カード（仮称）に関連する取組である次世代電子行政サービスや電子私書箱（仮称）の検討においては、「ライフイベント単位で手続をワンストップ化する」「自らの情報を安心かつ容易に入手できる」等、上記の実現について社会保障カード（仮称）とは異なる切り口から検討を行い、それぞれにおける課題の解消や環境の整備について検討を行ってきたところである。これらの取組についても、社会保障分野における自らの情報の可視化・透明化を進めることや利用者が効率的にきめ細かなサービスを受けられることを含むものであり、また、手続を行う際に関連する情報を閲覧して参考にすることや自らの申請の反映状況等を確認するなど、様々なサービスを相互に組み合わせることで相乗的に効果を高めることができることを考えると、国民の視点からは、情報の閲覧、各種申請手続、サービス主体からの情報提供等が一連のものとして利用できることが重要である。

また、具体的な仕組みについても、社会保障カード（仮称）の実現に向けた取組において検討されているような、制度をまたがって本人を特定する仕組みなど、分野・機関横断的な情報アクセス、情報連携を可能とする基盤を構築する必要がある点において関連している。

そのため、全体最適の観点からは、社会保障カード（仮称）や次世代電子行政サービス、電子私書箱（仮称）については、密接に連携し、将来像を共有した上で検討を進め、国民の視点から見て一連のものとする必要がある。

社会保障カード（仮称）などの構想の目標のイメージ

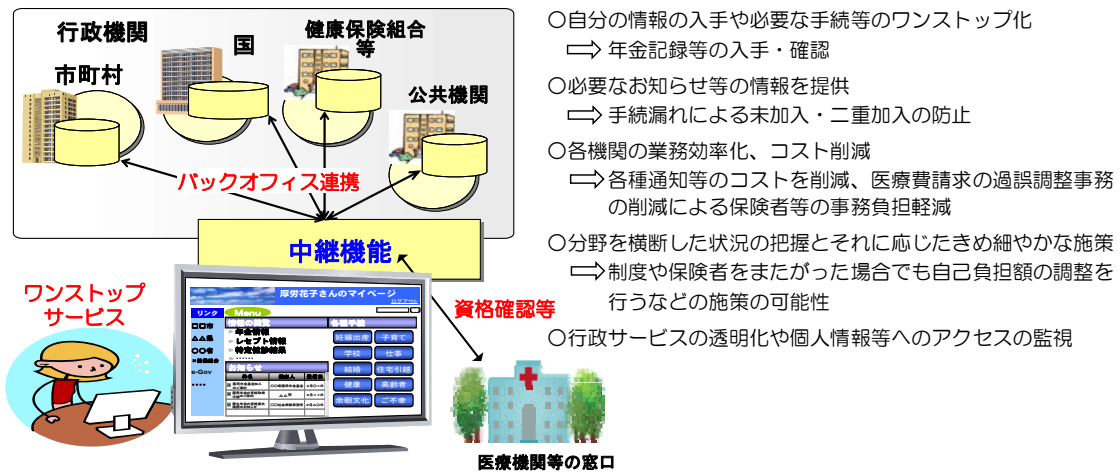


図1：社会保障カード（仮称）などの構想の目標のイメージ

1. 3 社会保障カード（仮称）の検討の方向性

1. 2で述べた将来像の実現に当たっては、分野・機関横断的な情報アクセス、情報連携を可能とするための基盤の構築だけではなく、医療機関や保険者等の関連する主体の情報化やデータの標準化等の環境整備やそれぞれの分野における課題の解消が必要である。

そのため、各分野における環境整備や課題の解消を進めつつ、利用頻度が高く、ニーズが高いものを中心に、可能なものから順次実施していくことが必要であり、社会保障カード（仮称）については、上記の将来像を見据えつつ、差し当たり、年金記録等を簡便に確認でき、年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たすものとして検討しているところであり、引き続きその実施に向けて課題の整理などを行っていく。

1. 4 社会保障カード（仮称）による効果

「これまでの議論の整理」で挙げた社会保障カード（仮称）導入の効果について、上記の将来像を踏まえると、以下のように整理できる。

【自分の情報の入手や必要な手続等のワンストップ化に関係するもの】

（自己情報の容易な入手・活用）

- ・ 現状では、利用者は年金記録、レセプト（医療費）情報、特定健診情報等の情報を得るためには、多くの場合、紙の申請書のやりとりが必要となる。また、別々の保険者・行政機関から各々取得しなければならず、一括して情報を取得することができず、自分が欲しい情報にアクセスしにくい状況である。

この点につき、利用者は、年金記録、レセプト（医療費）情報、特定健診情報等について、保険者等における環境が整うことを前提として、いつでも自宅等からオンラインで確認・入手して生活設計や健康管理のために活用することが可能となり、さらに、マイページポータル（仮称。詳細は後述）を利用することで、ワンストップで様々な社会保障に関する情報にアクセスできることとなる。

【必要なお知らせ等の情報の提供に関係するもの】

（利用者への情報提供）

- ・ 利用者が保険給付・適用の手続を忘れていても、保険者等からお知らせすることで手続漏れを防ぐことや、一般的な社会保障制度の概要等の情報に加え、住んでいる自治体や年齢に応じた社会保障に関する様々な情報を提供することもより簡便に実現可能となる。

【各機関の業務効率化、コスト削減に関係するもの】

（利用者や保険者の負担軽減）

- ・ 現在、利用者は、転居や転職等に伴い保険者が変わるとともに、保険証等を保険者に返却する必要があるとともに、これにより加入申請漏れ・手続漏れも生じうる。また、各保険者において、被保険者の異動のたびまたは定期的に保険証を発行・交付している。

この点につき、利用者は保険者変更等の際でもカードを返却する必要はなく、1人1枚のカードで年金、医療、介護サービスの様々な保険証や標準負担額減額認定証等の役割を果たす。各保険者においても、これらの保険証等を発行する事務等が不要となり、事務コストが削減できる。

また、就職や転職の際に正しい基礎年金番号が申告されない等の理由によ

る基礎年金番号の重複付番も防止することもできる。

(医療機関等における事務負担軽減)

- ・ 現在、事務面において、レセプトへの資格情報の転記ミス、医療保険の未加入状態での受診や医療保険資格喪失後の受診等により、保険医療機関・審査支払機関・保険者等に医療費請求における過誤調整事務が発生している。
この点につき、オンラインでの医療保険資格確認やレセプト等への自動転記が可能となり、医療費の過誤調整事務が軽減されるなど、事務コストが削減できる。

【分野を横断した状況の把握とそれに応じたきめ細かな施策に関係するもの】

(制度や保険者等をまたがる事務の効率化)

- ・ 現在、制度や保険者をまたがって本人を特定することが難しいことから、保険の取得手続だけでなく、高額療養費の申請、併給調整のための書類提出など、制度や手続が複雑なものが存在し、煩雑な申請手続が必要であったり申請漏れが生じたりする。そのため、高額療養費等につき本来受けられるはずの給付が受けられない、また、加入手続漏れ等の原因により、払われていない保険料等が発生するなど、利用者への負担や事務面での負担が発生している。

この点につき、制度や保険者をまたがっての利用者の特定が可能となれば、例えば高額医療・高額介護合算制度といった制度をまたがる事務や、同一制度内でも保険者をまたがる事務が効率化され、手続のワンストップ化や必要な添付書類を削減することが可能となり、利用者にとって便利になるとともに、保険者の事務コストも削減される。

また、保険者が正確な情報の把握ができるようになることから、申請漏れを防ぐために利用者に情報提供をするなど、よりきめ細かなサービスを提供することが可能となる。

(例：高額療養費の申請、被用者健保から脱退した後の国民健康保険への加入手続勧奨、その他社会保障に関する情報の提供)

- ・ 現在、各種給付における負担の軽減措置は保険者や制度ごとで設定・適用されるのが原則となっているが、保険者・制度をまたがった場合でも自己負担額の調整を行うなど、社会保障制度において制度や保険者をまたがったよりきめ細かなサービスを提供できる可能性がある。

- ・ 将来的には、本人の希望を前提とした上で、地域の医療機関間や医療機関と介護事業者等との情報連携にも活用することも可能となる。

【行政サービスの透明化や個人情報等へのアクセスの監視に関するもの】

(自己情報の管理・安全性確保)

- ・ 現状では、例えば年金記録について、標準報酬の誤りや虚偽の届出がされてもすぐに確認する手段がない。

この点につき、自分の情報を管理し、活用することが可能になり、正しい情報への修正、手続漏れや虚偽の届出の抑止も可能になる。これにより、例えば将来的な年金記録の誤り防止にも資する。

なお、国民が行う情報の確認手段としてIT技術を利用できれば、ねんきん定期便や各種通知等を送付することと比べて、郵送費等のコストを削減することができる。

- ・ 現状では、年金記録を始め、自分の社会保障に関する情報について、不正アクセスによる盗み見などの可能性に対して適切に管理されているか自分で直接確認する手段がない。

この点につき、アクセス記録を自分で確認できるようになれば、不正なアクセス等の監視が可能になり、また、不正アクセス等の抑止力としても働く。

- ・ 現状では、健康保険証、年金手帳等の偽造・悪用がなされた事例があり、例えば、知らない間にクレジットカード、銀行口座、携帯電話等の契約をされることや、それが別の犯罪に使われる可能性がある。

この点につき、ICカード化することにより偽造・悪用を一定程度防止することが可能になる。

2. 仕組みの仮定とその検証について

2. 1 仕組みの仮定

「これまでの議論の整理」においては、仮置きではあるが、社会保障カード（仮称）の効果を実現するための仕組みのイメージを示した。この仕組みについては、プライバシー侵害・情報の一元的管理に対する不安を極力解消しつつ、将来的な用途拡大に対応できるものとする必要がある。

以下、「これまでの議論の整理」取りまとめ後の検討の内容に触れつつ、社会保障カード（仮称）の仕組みについて述べることにする。

(1) 本人を特定する鍵となる情報（本人識別情報）について

社会保障に関する情報の可視化を進め、利用者が効率的にきめ細かなサービスを受けられること等を実現するためには、制度内・制度間での利用者の特定すなわち識別が必要となる。

この識別が不完全であると、記録・情報の連続性が確保されないこととなり、結果として利用者・サービス提供主体双方に不利益をもたらす可能性があるため、事務の効率化を図りながら利用者の識別を果たす方策を考える必要がある。

「これまでの議論の整理」においては、カードのICチップに収録する本人を特定する鍵となる情報（本人識別情報）について、①制度共通の統一的な番号²又は②カードの識別子を基本として更に検討を進めると述べたところである。

ところで、本人識別情報は、制度内・制度間で利用者の識別を行うための情報であり、電子的に利用者の情報にアクセスするためには、別途オンライン上で認証を行うこととなるが、この際、①制度共通の統一的な番号又は②カードの識別子をそのままICチップに収録して、個人の識別に用いる場合には、暗号化等の措置をとったとしても、住民基本台帳カードのように専用端末を用いるなどの適切な保護を講じなければ、ICチップから送り出される情報を不正に読み出されるおそれを完全に否定できない。

一方で、社会保障カード（仮称）は、健康保険証として医療機関等で利用されることが想定されているが、すべての医療機関等において専用端末を用いて資格確認等を行うことは考えにくい。

そのため、情報を読み出す端末を無条件に信頼することができないことを

² 制度共通の統一的な番号の例については、『「社会保障番号」に関する実務的な議論の整理』（平成18年9月22日・社会保障番号に関する関係省庁連絡会議）では、「住民票コード」、「基礎年金番号」、「新規番号の付番」が挙げられている。

考えれば、①制度共通の統一的な番号又は②カードの識別子を情報の送り手と受け手で持ち合うことで本人を認証する方法より、情報の送り手と受け手とで異なる情報を持ち、I Cチップの演算機能を活用する公開鍵暗号の技術³を活用する方法の方が安全性においては優位である。

また、この公開鍵暗号技術を用いた認証の方法については、認証しうることをもって識別に代えることも可能であることから、利用者の識別・認証のための方法としては、当該方法を用いることを仮定し、今後更に検討を進めることとする。

(2) 中継データベース（仮称。中継DB）について

① 中継DBの必要性

先に述べたとおり、社会保障カード（仮称）の仕組みについては、プライバシー侵害・情報の一元的管理に対する不安を極力解消しつつ、将来の用途拡大に対応できるものとする必要がある。

この観点から、「これまでの議論の整理」においては、社会保障カード（仮称）の仕組みのイメージについて、以下のように述べたところである。

- カードのI Cチップには保険資格情報や情報閲覧の対象となる年金記録等の情報は収録せず、I Cチップ内情報の書き換えの機会を極力減らしI Cカードのセキュリティを確保する。必要な情報の取得にはI Cチップ内の本人識別情報を用いて外部のデータベースにアクセスする
- 保険資格情報や閲覧情報は、現在と同様に各保険者が保有する（一方で、各保険者は、本人識別情報や他の保険者が管理する被保険者証記号番号等を保有しない）。また、保険者のデータベースを集約・集積して情報を一元管理することは、
 - プライバシーが侵害されるのではないかという不安を惹起する
 - サイバー攻撃等の標的にされるおそれがあることから、年金・医療・介護に関する様々な情報を一括して保有する大規模なデータベースは設けない
- これらを前提とすると、I Cチップ内に収録された本人識別情報をキーにして、各保険者に分散して保存されている情報に確実にアクセスする仕組みとして、アクセスを中継するためのリンクのみを保持する機能を持つ中継DBが必要となる。中継DBに様々な情報を持たせることは

³ I Cチップから送り出される情報が膨大な桁数の乱数とI Cチップ内で生成される関数であり、I Cチップの内部にのみ格納される別の乱数との演算の結果が合致することにより、本人を認証する方法。なお、公開鍵の電子証明書には重複を避けるための整理番号が付けられることになるが、これは本人の識別に用いられるものではない。

情報の一元的管理が行われるとの懸念が生じることから、中継DBが持つ情報は本人識別情報、各制度の被保険者証記号番号等（各種の公費負担医療も対象とする場合については、それぞれの公費負担者番号、公費負担医療受給者番号）といった必要最小限の情報とする

以上のように、中継DBは、本人識別情報、各制度の被保険者証記号番号等といった必要最小限の情報を保有し、それらをもとに利用者の情報へのアクセス要求を各保険者に振り分ける機能を持つ（図2参照）。この場合、各保険者が持つ被保険者証記号番号等を各制度共通の統一的な番号で置き換えることも考えられるが、これについては、

- ・ 情報漏洩の際に、各保険者が保有する情報がマッチングされ、利用者のプライバシーが侵害されるリスクが高まること。また、医療等の現場で活用する番号は可視的であることが求められること
- ・ 仕組みの早期実現のためには、保険者のデータベースの改修を可能な限り小規模なものにすべきところ、より大規模な改修が必要となると考えられること

などの課題がある。

なお、各保険者におけるデータベースの整備状況やセキュリティ対策の状況を踏まえ、複数の保険者が共同してデータベースを運用すること等の措置について、今後引き続き検討を行うこととする。

社会保障カード（仮称）の仕組みのイメージ（仮定）

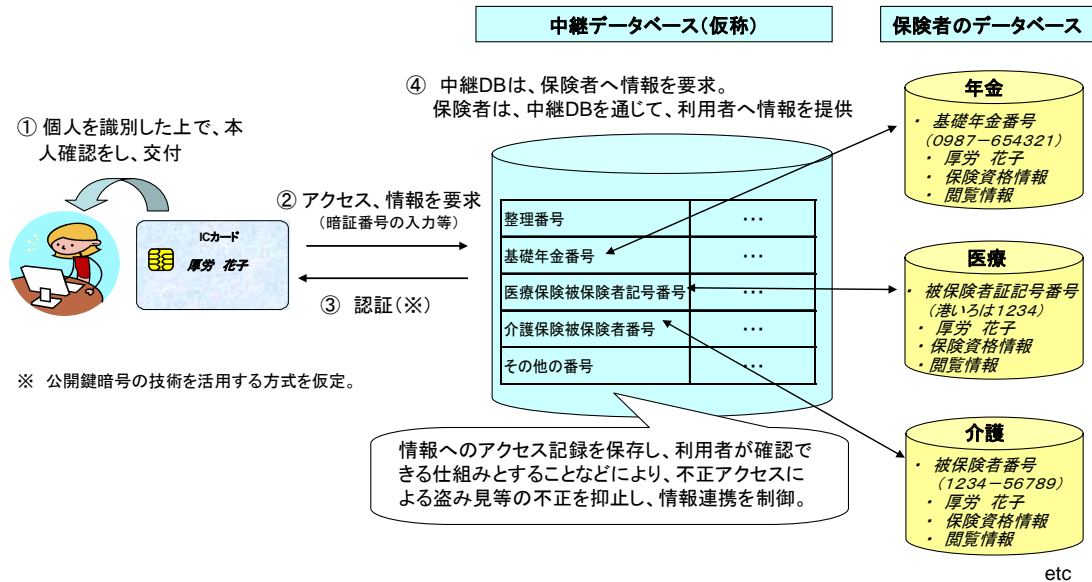


図 2 : 社会保障カード（仮称）の仕組みのイメージ（仮定）

② 中継DBの具体的な機能について

オンラインによる保険資格の確認については、医療機関等からの資格確認の要求を、中継DBを経由して各保険者のデータベースにアクセスさせることで行う。

年金記録やレセプト等の情報を閲覧する際にも、各保険者が有する情報にアクセスすることになるが、各保険者のデータベースに個人が直接アクセスすることは利用者にとって不便であり、また、セキュリティ上も脅威が高まることから、中継DBの仕組みを利用することにより、利用者の閲覧要求を中継する機能を持たせることが可能と考えられる。

上記に加え、中継DBにおける自分のデータへのアクセス記録を保存することとし、その記録を自分自身で中継DBのリンク機能を活用してポータルを通じて確認できる仕組みとすることで、不正アクセスによる盗み見等の不安を払拭するとともに不正を抑止する仕組みとすることが可能となる。

また、中継DBを利用することで、各制度における保険者間や制度をまたがる保険者間の情報連携を円滑かつ安全に行うことができ、事務の効率化が可能となる。

中継DBはこれらの機能を有するが、次世代電子行政サービス構想における「行政情報の共同利用支援センター（仮称）」や電子私書箱（仮称）構想における「電子私書箱（仮称）プラットフォーム」は、中継DBと類似の機能を持つものと考えられることから、これらについては、重複した投資を避け、共通の基盤として構築することを目指すべきである。

なお、このように、中継DBを置く仕組みとすることは、カードを使って新たなサービスを利用できるようにする際に、中継DBに新たなサービスに関するデータベースへのリンクを持たせることでその機能を拡張することが可能であり、ICチップ内に新たなアプリケーションを書き込む必要はないことから、将来的なカードの用途拡大に対応しやすい仕組みとすることができる。

2. 2 仮定の検証

2. 1では、仮置きではあるが、社会保障カード（仮称）の仕組みのイメージを示した。今後は、平成23年度中を目途とした社会保障カード（仮称）の実現に向け、この「仮置き」の仕組みについて、課題を洗い出すとともに、対応策を検討する必要がある。

厚生労働省は、平成21年度に、社会保障カード（仮称）に関する実証実験を行う予定であるが、その実施に当たっては電子政府等の関連する取組との連携を図るとともに、実証実験の実施状況や結果、サービスの体験者等の声を踏まえ、ITの利用に不慣れな方等、様々な利用者への配慮が必要であることについても留意しながら、社会保障カード（仮称）の仕組みがより良いものとなるよう検討を進めていくことが必要である。

3. 年金記録等の閲覧について

現在、利用者が、各保険者の保有する自らの情報を取得する場合は、年金・医療・介護等取得を希望する情報の種類によって、それぞれ当該情報を保有する保険者に対して請求を行う必要がある。

オンラインによる年金記録等の情報閲覧⁴機能は、社会保障カード（仮称）の主要な機能の一つであるが、2. で述べた仕組みを活用すれば、利用者は、閲覧する情報によってそれを提供する保険者が様々であることを意識することなく、ワンストップで必要な情報にオンラインでアクセスすることができる。

ここでは、2. で述べた仮置き⁴の仕組みに基づき、社会保障カード（仮称）を用いたオンラインによる年金記録等の情報閲覧の具体的な仕組みについて、セキュリティの確保や利用者の利便性を考慮しながら述べる。

なお、1. 3で述べたように、社会保障カード（仮称）の仕組みに基づく情報閲覧を可能とするためには、その前提として、情報を提供する各保険者の環境整備（閲覧用データベースの整備、情報の標準化・可視化等）が必要となることに留意が必要である。

(1) 情報閲覧に関するセキュリティ上の要件と対策

社会保障に関する情報はプライバシー性の高いものが多く、特に、年金記録や特定健診情報等は、健康保険証等に記載されている保険資格情報と比べて特に機微な情報であることから、自宅などからオンラインでこれらの情報を閲覧することができるようにするためには、セキュリティ確保のための措置を講じるとともに、オンライン上で厳格な本人確認を行うことが必要不可欠である。

オンライン上での厳格な本人確認については、既存の仕組みを最大限に活用し、費用対効果に優れた仕組みとする観点から、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された電子署名を行うための手段を提供している公的個人認証サービスを利用する方法等を検討する必要がある。

なお、公的個人認証サービスについては、利用サービスの拡大に向けた取組のひとつとして、オンライン認証の実現に関する検討が行われる予定であり、検討を進めるに当たっては、その動向にも留意する必要がある。

また、その他セキュリティ確保のための要件と対策としては、以下のもの

⁴ パソコン等の端末と社会保障カード（仮称）を使って、自宅などで、オンラインで保険者のデータベースにアクセスし、自分の情報を端末の画面上に表示して確認すること及び当該情報を取得することをいう。

が考えられる。

【セキュリティ上の要件と対策】

- ① 正しいカードが、正しい所有者によって利用されていることの確認
端末や中継DB等のシステムが、カードの正当性の確認を行う等の措置をとるとともに、本人確認の観点からは、カードの所有者に、暗証番号(PIN)の入力等を求めることが望ましい
- ② 改ざんなどが無い状態で正しい情報が確認できること
閲覧情報へのアクセス履歴を保存・確認することや、情報の登録・更新を行う者の正当性を確認する等の措置をとる
- ③ 悪意のある者や不正な機器からの攻撃に耐えられること
カードが、端末や中継DB等のシステムの正当性を確認するとともに、情報の暗号化やウイルス対策等を行うことが必要である

なお、これらの対策を講じた上で残るリスクや課題について、誰がどのように対処するかということに関しては、費用対効果の観点も含め、引き続き、総合的に検討を行う。

(2) 情報閲覧の具体的な仕組みのイメージ

年金記録等の閲覧の仕組みのイメージ

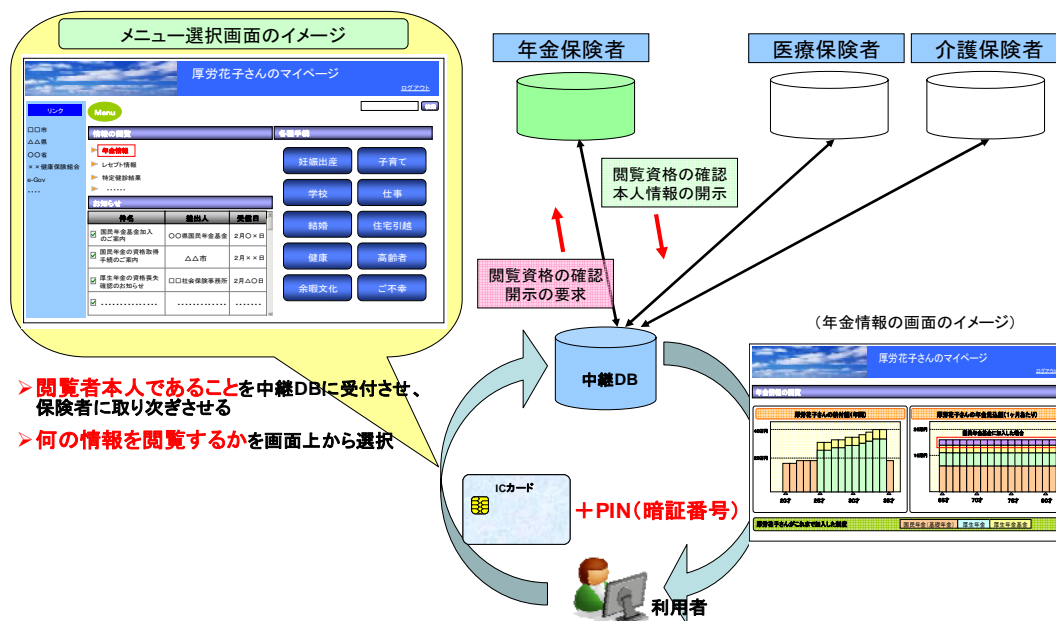


図3：年金記録等の閲覧の仕組みのイメージ

利用者がオンラインで年金記録等の情報閲覧を行う際、年金・医療・介護等閲覧を希望する情報の種類によって、異なる保険者のデータベースにアクセスすることは不便であるとともに、保険者のデータベースに直接アクセスすることは、たとえそれが閲覧用のデータベースであっても、セキュリティ上の脅威を増大させる可能性がある。また、各保険者のデータベースそれぞれにセキュリティ対策を施すことが必要となり、システムコストが増大する可能性がある。

このため、利用者と各保険者のデータベースの間に、例えば、中継DBの機能を利用することで利用者の閲覧要求を中継する機能を持つ仕組み（ここでは差し当たり、「マイページポータル（仮称）」とする。）を置く方法が考えられる（図3参照）。

これについては、「これまでの議論の整理」において、「社会保障ポータル（仮称）」としていたが、将来的には、一つのポータルで、社会保障分野以外の分野に関する情報の入手や行政機関に対する各種オンライン申請等様々なサービスを提供できるようにすることが望ましいため、ここでは、社会保障分野に限定されない呼称を用いることとする。

このようなマイページポータル（仮称）が、利用者の閲覧要求を中継することにより、セキュリティ上の不安が小さくなるとともに、利用者にとっても、ワンストップで様々な情報にアクセスできるようになるため、利便性の向上を図ることができる。

さらに、マイページポータル（仮称）を通じて、保険者が利用者に対し個々の状況に応じた情報提供を行うなど、利用者に対するきめ細かなサービスも可能となる。

ただし、提供される情報の具体的な内容については、利用者の利便性や提供される情報の機密性を考慮しつつ、今後検討を行う必要がある。

なお、レセプトの開示については、現行制度の下では非開示となるレセプトもある⁵ことから、具体的な開示の仕組みについては、今後検討を行う必要がある。

⁵ 健康保険組合が、医療機関等の意見を踏まえ、レセプトを開示することによって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」があると判断した場合（例えば、不治の病であることを本人が知ることにより、本人の精神的・身体的状況を悪化させるおそれがあるような場合）には、当該レセプトが非開示となることがある。

4. 医療等の現場での活用について

4.1 ICカードの機能を使用した医療保険資格確認

(1) ICカードの機能を使用したオンラインによる医療保険資格の確認

現在想定している仕組みに基づき、医療機関等を受診した際の社会保障カード（仮称）を用いたオンラインによる医療保険資格の確認方法のイメージを以下に示す（図4-1参照）。

医療機関におけるオンラインによる医療保険資格の確認方法のイメージ

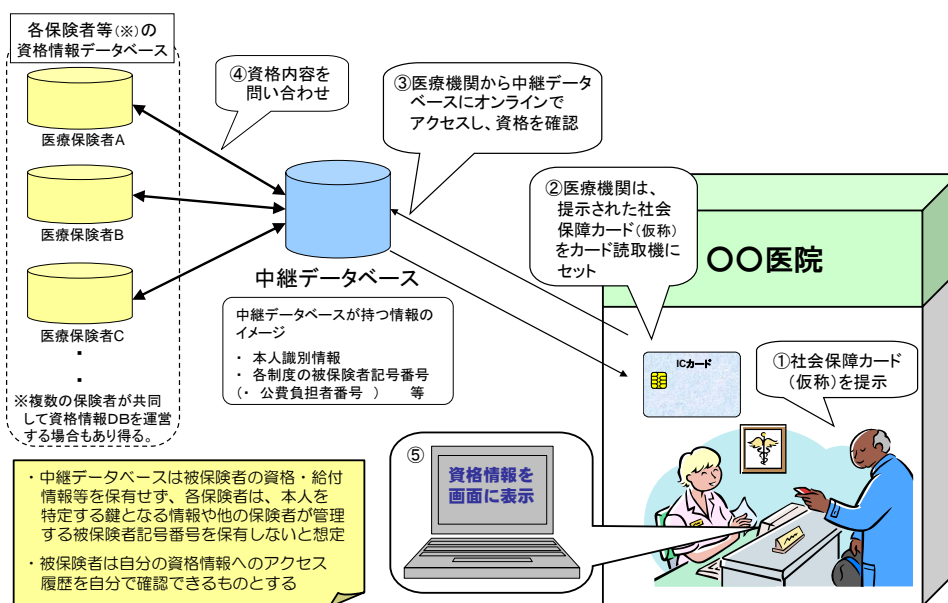


図4-1：医療機関におけるオンラインによる医療保険資格の確認方法のイメージ

「これまでの議論の整理」でも述べたように、医療機関等の窓口で本人確認のための暗証番号の入力を患者である利用者本人に求めることは、急患で利用者本人に意識がない場合や医療機関等の窓口業務への支障を考慮すると、困難であると考えられる。

したがって、セキュリティ上の観点から、利用者による暗証番号の入力無くオンラインでの資格確認を行うためには、医療機関等の職員が、券面の情報により正しいカードであること、及び提示した本人のカードであることを確認した上で、医療機関等の職員の認証を行う必要がある。

医療機関等の職員の認証を行う際の方法としては、

- ① 個々の医療機関等の職員を中継DBが認証する方法、あるいは
- ② 医療機関等のシステムが個々の医療機関等の職員の認証を行い、中継DBが医療機関等を認証する方法

の2つが考えられる。

この点については

- ① 国家資格を持つ医療従事者を認証する基盤
- ② 国家資格を持たない医療機関等の職員を認証する基盤
- ③ 医療機関等を認証する基盤

などの認証基盤を整備し、それらの適切な組み合わせによって安全性を確保する必要がある。

なお、利用者本人の管理する暗証番号を利用せずに医療保険資格の確認を行う場合には、暗証番号によって本人確認を行う場合と比較して本人確認の程度が低下することから、年金情報など他の社会保障情報への不正なアクセスを防ぐために、暗証番号を入力しないで確認する秘密鍵と暗証番号を入力して確認する秘密鍵を区別することを検討する必要がある。

(2) ICカードの機能を使用したオンラインによる医療保険資格確認の実現により顕在化する課題と回避策

現在、就職・離職や転居等により医療保険資格の取得・喪失があった場合、その事由を一定期間内に医療保険者に届け出なければならないこととされている（健康保険法の場合5日以内、国民健康保険法の場合14日以内等）。

社会保障カード（仮称）のICカードの機能を使用してオンラインで医療保険資格の確認を行う場合、

- ・ 医療保険資格の取得・喪失事由等が発生してから実際に保険者に対して届出がなされるまで、又は、
- ・ 保険者が届出を受理してから保険者DBや中継DBの情報が更新されるまで

の間には、一定のタイムラグが発生するため、医療機関等がICカードの機能を使用してオンラインで中継DBにアクセスした際に、常に正しい情報を取得することができるとは限らないという課題が存在する⁶。

⁶ 医療保険資格の取得・喪失の届出期限によるタイムラグは、現在も存在しているが、通常、資格喪失時に保険証を回収し、取得時に新たな保険証を交付しているため、大きくは顕在

この課題の回避策としては、例えば次の2つの方法が考えられる。

- ① オンライン申請の拡大など、資格取得・喪失手続の効率化により、情報更新のタイムラグを減少させる。
- ② 保険資格の取得届があったことにより、喪失届がなくても中継DB上の情報を更新する（届出の取得優先）ほか、中継DBを活用した保険者間の情報連携により、国民健康保険の保険者である市町村において、被用者健保の資格喪失後、他の医療保険制度等に加入していない事実を効率よく把握できるようにすることにより、取得届・喪失届が提出されないことによるタイムラグを減少させる（図4-2参照）。

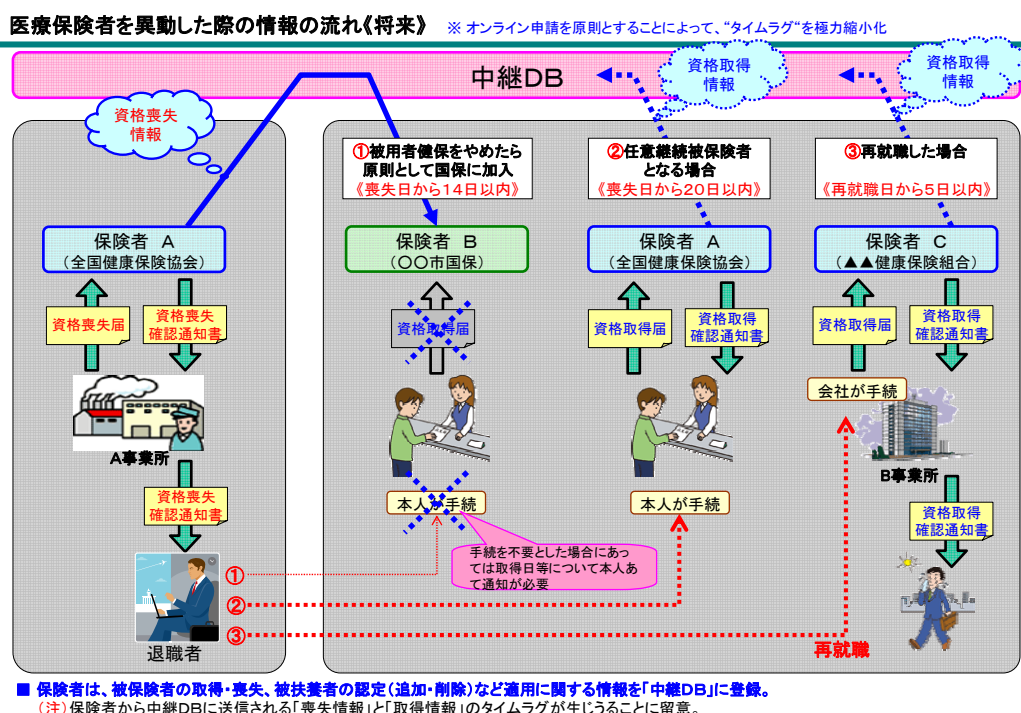


図4-2：医療保険者を異動した際の情報の流れ《将来》

なお、これらの方法により一定程度のタイムラグの解消は可能となるが、例えば国民健康保険の場合、資格を取得してから14日以内に届け出ればよいこととされており、タイムラグは完全に解消するわけではない。したがって、資格取得・喪失手続の効率化に伴い届出期間自体の見直しが可能かどうか等を含め、こうした届出期間内の資格確認の処理ルール等について更に詳細に検討する必要がある。

化していない。社会保障カード（仮称）の場合は、保険者を異動しても同じカードを保有し続けるため、この課題が顕在化する。

4. 2 ICカードの機能が使用できない場合の対応

(1) 検討の視点

4. 1においては、医療機関等においてネットワーク設備等の環境が整備されており、かつ、正常に使用可能である状況を想定して、医療機関等におけるICカードの機能を使用した医療保険資格の確認方法を論じてきたが、社会保障カード(仮称)が、医療現場等における利便性を向上させつつ、実現に当たっての混乱を招かないためには、「停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等により一時的にICカードの機能が使用できない状況」、「訪問看護・往診の場合等カードが使用できない状況」、「現行の被保険者証等からの移行期間」においても、現行の被保険者証等と同等の運用が継続できるようにすることが重要である。

「これまでの議論の整理」では、以下のいずれか(又はその組み合わせ)での対応を選択肢としてあげていたところである。

- ・ 医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
- ・ カード券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
- ・ 携帯電話等の携帯端末でICカードを読み取り、資格確認を行う。

(2) ICカードの機能が使用できない場合に必要な情報

上記に挙げられた「医療保険の資格情報」、「資格確認やレセプト請求が可能な情報」として最低限必要な情報は以下のとおりと考えられる。

- ① 氏名、生年月日
- ② 保険者番号、被保険者証記号番号等
- ③ 被保険者証の有効性(有効期限)
- ④ 給付割合(自己負担割合)

また、実際上の運用を考えれば、カード券面又は別紙に何らかの可視的な番号が記載されている必要があると考えられる。

「何らかの可視的な番号」に関しては、現行の被保険者証記号番号等のほか、保険者の異動があっても変更されない医療・介護の現場で用いられる可視化された識別番号(以下、「保健医療番号(仮称)」という。)を導入し、何らかの方法で被保険者証記号番号等を問い合わせることが考えられる。

(3) 保健医療番号（仮称）について

保健医療番号（仮称）が存在する場合には、一定の環境整備と医療現場の実情に応じた実施方策の検討を必要とするが、当該番号を用いて、保険者番号・被保険者証記号番号等の確認や、保険資格の有効性の確認が可能となる⁷と考えられる。

一方、保健医療番号（仮称）が無い場合には、例えば保険者が判明している場合には、氏名等の基本4情報⁸で本人識別をすとしても、相当程度の確からしさを求めることが可能であろうが、保険者も不明な場合において、基本4情報によろうとする場合は、同姓同名同住所の例があることや、外字の用い方による不突合が起こる可能性があることから、上記（2）①から④の情報が分かるよう、現行の被保険者証（又は被保険者証と同内容の事項が記載された別紙）を交付し続ける必要がある。

保健医療番号（仮称）の、保険者を異動しても変更されないという性質は、制度・利用者本人の意図しないところで名寄せに使われるなどの懸念が存在することに留意が必要であり、また、それのみをもって全ての課題が解決するものでないにせよ、保健医療サービスに関わる将来的な情報化の基盤としての意義が大きく、また、上記のように保険者や医療機関等の利便性を高めることも事実である。

このため、保健医療番号（仮称）の導入に当たっては、その利用範囲、保護措置等について、十分な検討が必要と考えられる。

また、患者の自己負担割合など、保健医療番号（仮称）を用いた医療機関等からの問合せに関しては、プライバシー保護の観点から留意が必要な場合も想定されるため、制度面での対応の可否も含めた検討が必要である。

なお、現行の被保険者証等から社会保障カード（仮称）への移行期間においては、社会保障カード（仮称）と現行の被保険者証等との併用を可能にすることが必要と考えられる。この移行期間における対応については、カードと紙媒体の混在により生じる保険者及び医療機関等の負担に配慮する観点や、関係者における環境や機器等の整備等も必要となることから、今後更に検討を行っていく必要がある。

⁷ 具体的方法としては、電話・FAXによる問合せ、オンラインによる問合せなどが考えられる。

⁸ 氏名、生年月日、性別及び住所のことをいう。

(4) その他

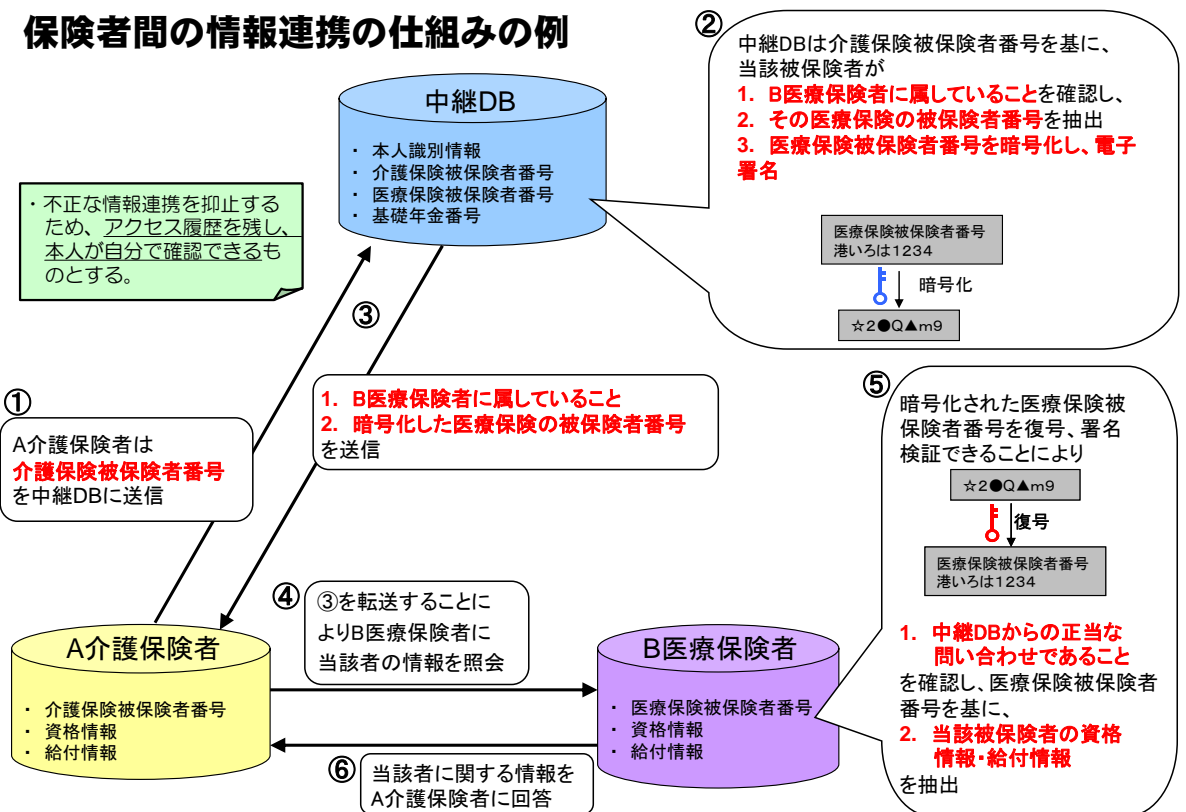
4. 2ではここまで、I Cカードの機能が使用できない場合の健康保険証の運用について述べてきたところであるが、高額療養費の限度額適用認定証や、健康保険と併用される各種の公費負担医療の受給者証、介護保険証については、各制度ごとに受給者証の内容（指定医療機関、給付割合、有効期限など）が異なるため、I Cカードの機能が使用できない場合の対応は、別途検討が必要と考えられる。

5. 保険者間等の情報連携について

高額介護合算療養費や出産育児一時金の給付のように、制度や保険者をまたがった調整が必要な事務については、各保険者が、被保険者に対し、他の制度における給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報をもとに他の保険者等に電話で問い合わせを行ったりする必要があるなど、被保険者にも、保険者にも負担が生じている。

また、これらの給付は、被保険者からの申請に基づいて行われるため、手続漏れにより、本来受けられるはずの給付が受けられないといった事例や、転居・転職等に伴い必要となる保険資格の取得手続を忘れていたことで、本来納付すべきはずの保険料が納付されないといった事例が発生している。

「これまでの議論の整理」においては、こうした課題を解決するための基盤となる中継DBを使った保険者間の情報連携の仕組みのイメージを示したところである（図5参照）。



※ 上図のように保険者間で直接情報のやりとりを行うのではなく、中継DBを介して行うことも可能であると考えられる。

図5：保険者間の情報連携の仕組みの例

「これまでの議論の整理」で述べたように、この仕組みについては、

- ・ 適正な情報連携に限定するため、アクセス履歴を残し、本人が自分で確認できるものとするなど、プライバシー侵害・情報の一元管理に対する不安が極力解消されるようにすること
- ・ このような仕組みを実現するに当たっての課題にも留意しつつ、運用面での対応や制度的な対応を行うこと

などについて、今後更に検討を行う必要がある。

ところで、医療機関等が、中継DBを経由して、診療報酬請求に必要な情報を各保険者のデータベースから取得することができるようにするためには、利用者が引越や退職等に伴い保険者を異動した際に、各保険者のデータベースや中継DBが保有する当該利用者に関する情報が速やかに更新されることが必要である。

しかしながら、保険資格の取得・喪失事由等が発生してから実際に保険者に対して届出がなされるまで、あるいは、保険者が届出を受理してから保険者のデータベースや中継DBの情報が更新されるまでには、一定のタイムラグが発生するため、医療機関等が常に正しい情報を取得することは限らない。

このタイムラグを極力短くするための方策については、「医療等の現場での利用を念頭に置いた社会保障カード（仮称）の活用シナリオ」において述べられているように、手続漏れや届出の遅延により、いずれの医療保険にも加入していないという者が生じることのないよう、被用者健保の保険者と国民健康保険の保険者とが情報連携を行うことも想定される。

なお、医療機関等がオンラインにより診療報酬請求に必要な情報を取得することを可能とするためには、そもそも、保険者が保有する適用関係情報（被保険者の資格取得・喪失、被扶養者の認定等の情報）の「紙台帳」管理からデータベース管理への移行が必須であるとともに、すべての保険者に対する事業者からの適用関係手続について、「紙媒体」による届出からオンライン利用による届出を可能とする制度的対応等の環境整備を行うなど「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日 IT戦略本部）の着実な実行によって、上記のタイムラグの短縮も一定程度期待できるところである。

6. 写真付きの身分証明書としての機能等について

これまで述べたもののほか、希望者については、社会保障カード（仮称）を身分証明書として利用することを可能とすること、ICチップの空き領域を利用して追加的な機能を持たせること等についても、今後更に検討を行う。

7. カードの発行・交付方法等について

（1）カードの発行・交付方法の検討に当たっての考慮要素

これまで述べてきた社会保障カード（仮称）の仕組みは、カードが確実に本人に交付されたという信頼が存在することが前提となる。

具体的なカードの交付方法を検討するに当たっては、

- ① 交付対象者が市町村や保険者の窓口に行く必要があるかどうかといった「交付対象者の利便性」
- ② カード交付までに必要となる手続やそれに必要となる時間といった「交付者の事務負担」
- ③ どの程度確実に本人同定ができるかといった「技術的な実現可能性」

などを踏まえる必要がある。

その際、交付対象者が窓口に行く必要があるかどうかやカードの交付を郵送で行うことができるかについては、社会保障カード（仮称）の機能に鑑み、カード交付時にどの程度厳格な本人確認を必要とするか等を検討する必要があり、厳格な本人確認による信頼性確保と交付対象者の利便性等とは、一方を重視すれば一方は不十分になる関係にあることに留意する必要がある。

（2）検討に当たっての仮定

現在の年金手帳⁹、健康保険証、介護保険証は年金・医療・介護の各制度の保険者から発行・交付されているが、これらの保険者は、制度により、国、市町村、健康保険組合等と異なっている¹⁰ことから、1枚でこれらの保険証等の役割を果たす社会保障カード（仮称）の発行・交付方法について検討するに当たり、カードの発行主体、交付主体について以下のような仮定を置いて検討を行った。

⁹ 初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、年金手帳は交付されず、基礎年金番号通知書が交付されている。

¹⁰ 年金については国や共済組合が、医療保険については健康保険組合、市町村、共済組合、国民健康保険組合、広域連合等が、介護保険については市町村等が保険者となっている。

なお、これらの検討に当たっての仮定については、地方自治体や関係省庁の了解を得たものではない。

- ① カードの発行主体については、社会保障カード（仮称）が年金手帳、健康保険証、介護保険証といった複数制度にまたがる機能を持つことから、年金制度、医療保険制度における調整に関すること等を行うとされている厚生労働大臣であると仮定。
- ② カードの交付主体については、
 - ・住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの発行の仕組み、基盤、運用の実績を有していること
 - ・国民から見てもっとも身近な行政主体であり、一般的に利便性が高いこと等を踏まえ、市町村と仮定。
- ③ 発行DBは、中継DBと同様に情報の一元的管理が行われるとの懸念が生じないように社会保障カード（仮称）の発行時点において必要な最小限の情報のみを保持するものとする。

(3) 既存の被保険者証等から社会保障カード（仮称）への切替方法について
既存の被保険者証等を社会保障カード（仮称）に切り替えるためには、医療保険の被保険者証記号番号等を、(2)で交付主体と仮定した市町村に伝達する必要がある。

「これまでの議論の整理」においては、この切替えの方法として、

- ① 医療保険者で切替えの手続きを行い市町村で交付する案、及び
- ② 市町村で切替えの手続きを行い市町村で交付する案

の2案を記載したところである。

この点については、被用者健保の場合、勤務先を通じて医療保険者で手続きができた方が利便性が高い面があるのは事実である。しかし、この場合、医療保険者と市町村との間で本人同定を行う際に、医療保険者と市町村で登録されている利用者の氏名の文字コードが異なるなどの理由により、両者の間で氏名等の基本4情報を用いて利用者の本人同定の確実さを担保することが困難であると考えられる。また、医療保険者の事務上の効率性を考慮すれば、市町村から利用者にカードの交付案内を送付し、利用者に健康保険証等を市町村に提出してもらい、被保険者証記号番号等によって本人同定を行う方がより確実性・効率性が高いものと考えられる（図7-1参照）。

既存の被保険者証等からの切替え方法

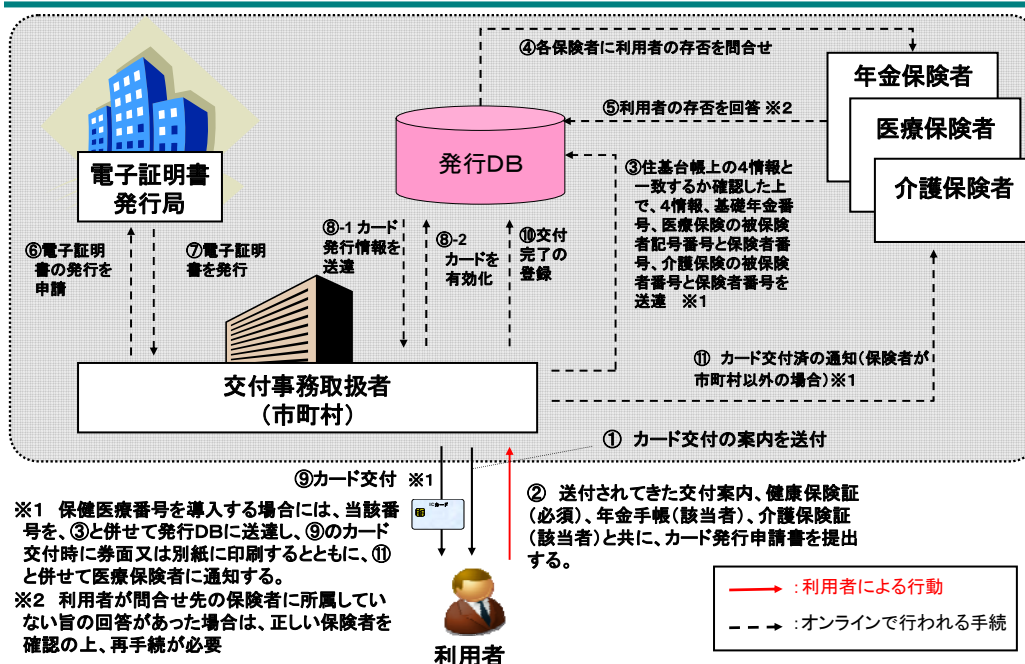


図 7 - 1 : 既存の被保険者証等からの切替方法

(4) 出生時の取扱いについて

出生後初めて市町村でカードを交付される際の手続について、「これまでの議論の整理」においては、

- ① まず健康保険証としてICカードを発行し、その後介護保険証としての機能等を付加していく。(健康保険証としてカードを発行・交付する案)
- ② まずどの機能も有しないICカードを発行し、その後健康保険証、介護保険証としての機能等を付加していく。(いずれでもないカードを発行・交付する案)

の2案が検討され、その際、現在医療保険者に提出している被用者健保の被扶養者に関する届出(被扶養者届)の提出先を市町村とすることが可能か、等の課題が挙げられていた。

この点については、被用者健保の被保険者の場合でも、申請の手間という観点からは、出生届と同時に被扶養者届を提出し、扶養者の医療保険資格の確認を行った上で、受け付けた市町村から医療保険者に保健医療番号を含む情報と被扶養者届を伝達し、医療保険者にて被扶養者認定を行い、医療保険の被保険者証記号番号を付番して発行者に情報を伝達する流れが、ワンストップサービス化という観点からも便利と考えられる。したがって、被用者健

保の被扶養者届は、①の市町村を經由して医療保険者に提出できるとすることが妥当と考えられる。しかしながら、従前と事務の流れが大きく変わることから、事故等で経由されなかったり、遅延したりする事象の発生が想定されることから、十分留意して検討していく必要がある（図7-2参照）。

出生時のカード発行・交付方法

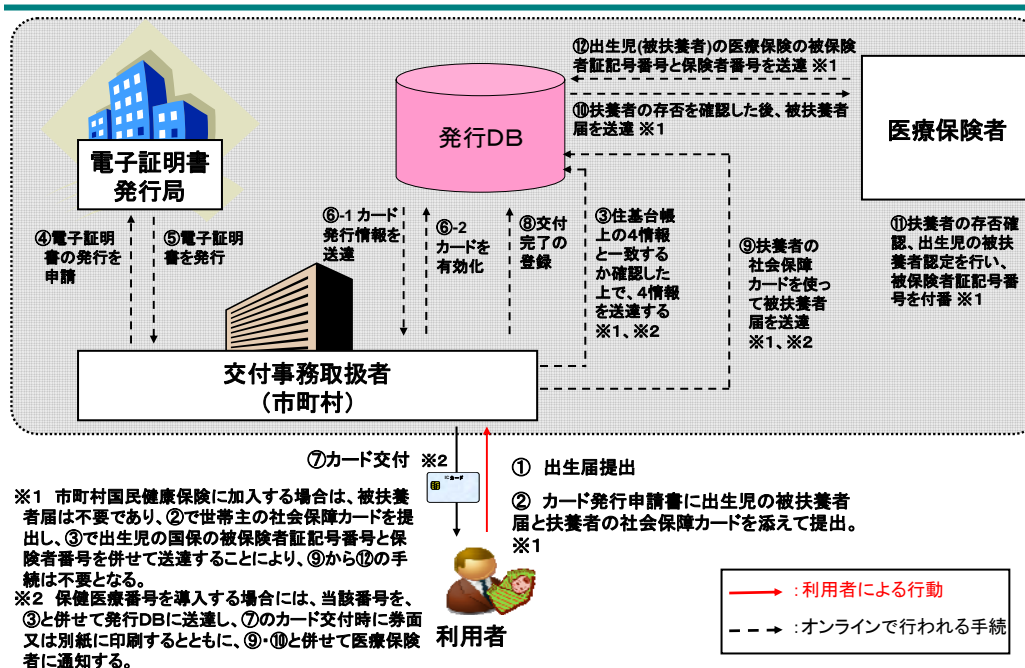


図7-2：出生時のカード発行・交付方法

なお、出生届はいずれの市町村に届け出ても良いため、被用者健保の保険者への被扶養者届伝達については、出生届を提出した市町村と住民票のある市町村間での伝達方法等について、次世代電子行政サービスにおけるワンストップサービスの検討状況を注視する必要がある。

また、上記①、②のほか、

③ 一定年齢以下の者には原則としてカードを交付しない案

も考えられる。

この場合、出生からその年齢までの間、扶養者のカードとの紐付けが必要になり、その際、運用上の課題が多々想定される。例えば、一方の親とだけ紐付けた場合、複数の子が同時に複数の医療機関等にかかる場合に、紐付けた親のカードを同時に使用できないため不便が生じる等の課題を解決する必要がある。

- (5) 医療保険者間、同一保険者内の事業所間での異動の際の手続について
 旧保険者が発行した資格喪失通知を新保険者に持参するといった手続をとる必要がある(図7-3参照)が、保健医療番号(仮称)が有る場合は、利用者が保健医療番号を新保険者に届け出ることにより簡便な手続が可能である(図7-4参照)。

医療保険者変更 | 保健医療番号無し |

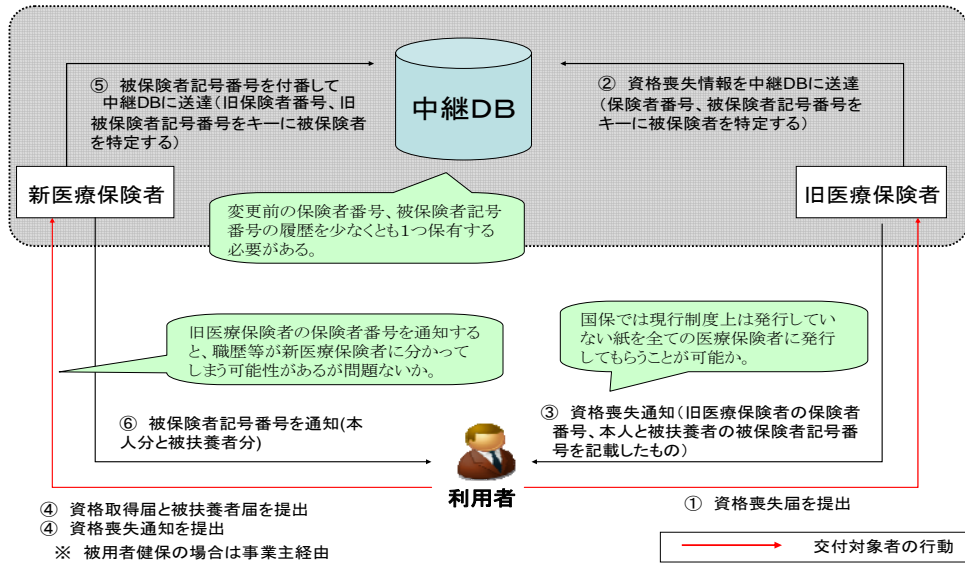


図7-3：医療保険者の異動時の手続(保健医療番号が無い場合)

医療保険者変更 | 保健医療番号有 |

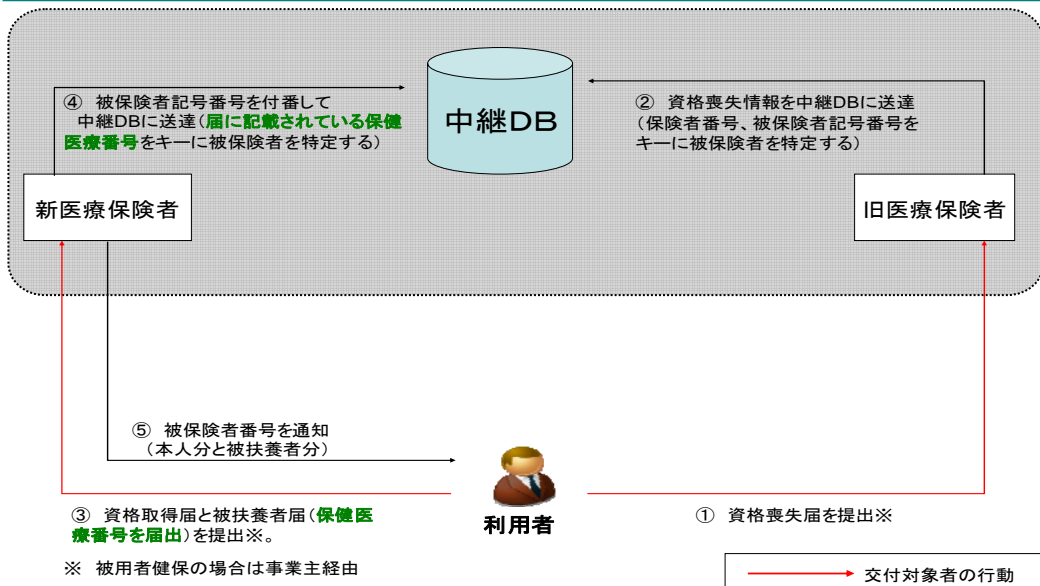


図7-4：医療保険者の異動時の手続(保健医療番号が有る場合)

(6) 今後の検討方針

以上の(3)から(5)は、(2)で述べた仮定を基にした本検討会の現時点での検討状況であるが、交付対象者から見た利便性や交付に係る事務負担等といった観点から、今後さらに市町村、保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、精査していく必要がある。また、その際には、市町村や保険者におけるシステム改修に必要な準備期間や負担についても留意する必要がある。

さらに、医療保険制度等の運用を考慮して、死亡時等における社会保障カード(仮称)の無効化や、中継DB上の情報の失効及び削除に関する検討も必要と考えられる。

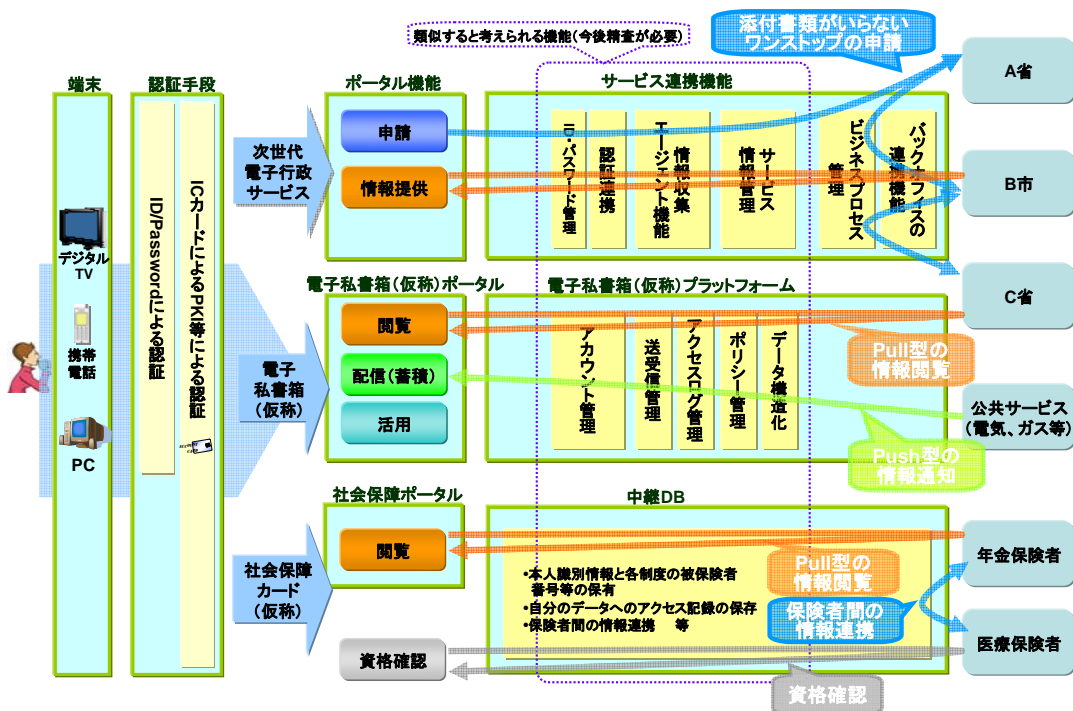
8. 電子行政、電子私書箱（仮称）等の取組との連携について

現在、政府においては、人生の様々な場面におけるワンストップサービスやそのためのバックオフィス連携の実現等に向けた取組が行われている。本検討会における社会保障カード（仮称）の実現に向けた取組もその中に位置付けられるものであるが、全体最適の観点からは、関連する様々な取組と連携して検討を進めるべきである。また、特に、費用対効果を高めるといった観点からは、これと併せ、社会保障カード（仮称）で必要とするICチップを含む媒体や認証基盤、医療機関等におけるネットワーク基盤等につき、関連する他の仕組み等を可能な限り活用することで、社会保障カード（仮称）のためだけに新たな投資を行うことを極力避けることが必要である。

(1) 電子政府関連施策等との連携

社会保障カード（仮称）の検討に当たっては、内閣官房において検討が進められている次世代電子行政サービスや電子私書箱（仮称）の実現に向けた取組等以下の関連する施策と連携して検討を行うことが必要である。

特に、次世代電子行政サービス構想における「行政情報の共同利用支援センター（仮称）」や電子私書箱（仮称）構想における「電子私書箱（仮称）プラットフォーム」は、中継DBと類似の機能を持つものと考えられること（図8-1参照）、また、平成21年4月9日のIT戦略本部で決定された「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」に盛り込まれた国民電子私書箱（仮称）構想については、上記の「行政情報の共同利用支援センター（仮称）」及び電子私書箱（仮称）構想を含むものと想定されていることから、これらについては、重複した投資を避け、共通の基盤として構築することを目指すべきである。



参考:「次世代電子行政サービス(eワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」(平成20年6月4日)(P.23)
「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会 これまでの議論の整理」(平成20年10月28日)

図8-1: 次世代電子行政サービス、電子私書箱（仮称）構想、社会保障カード（仮称）構想の機能相関図¹¹

¹¹ 「第5回 電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」（平成21年3月16日）に内閣官房IT担当室が提出した資料より抜粋。

① 次世代電子行政サービス（図 8 - 2 参照）

「IT新改革戦略 政策パッケージ」（平成 19 年 4 月 5 日 IT戦略本部）及び「重点計画 2007」（平成 19 年 7 月 26 日 IT戦略本部）に基づき、内閣官房 IT担当室に設置された「次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム」においては、「利用者視点でのサービス提供」「行政事務の最適化の推進」「企業活動の活性化」「国民と行政の信頼強化」を目標とし、先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うとともに、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組を進めている。

「重点計画 2008」（平成 20 年 8 月 20 日 IT戦略本部）においては、「2008 年 6 月に次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおいて策定された「次世代電子行政サービス (e ワンストップサービス) の実現に向けたグランドデザイン」に基づき、まず、引越と退職手続についてのワンストップ化について、2010 年度を目途に標準モデルを構築し、実用化を目指す」としている。

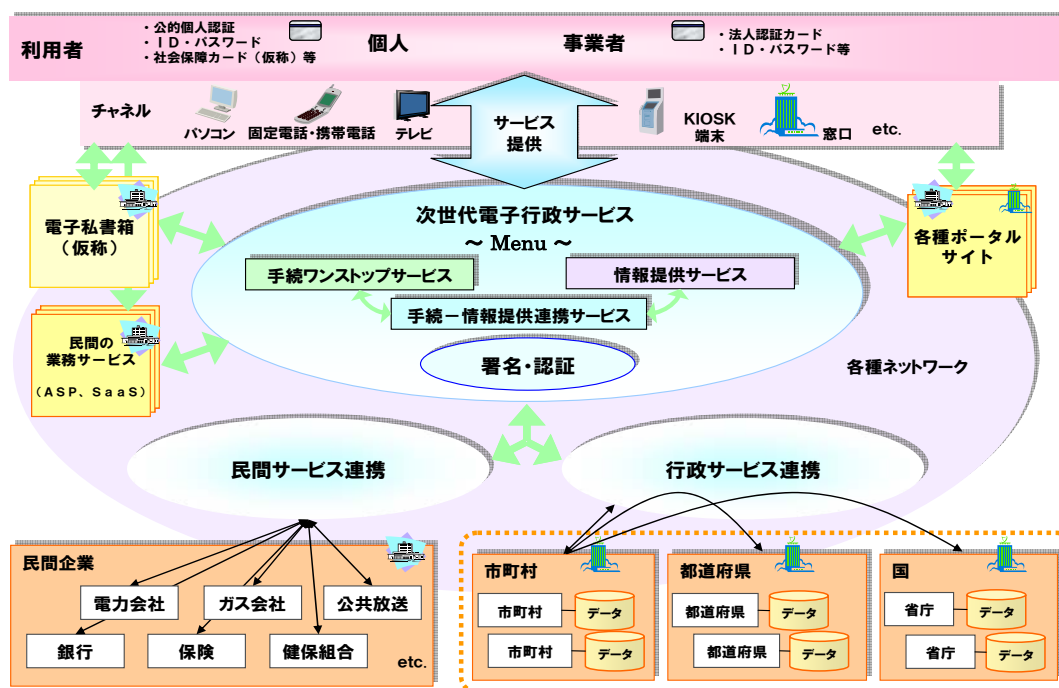


図 8 - 2 : 次世代電子行政サービスの基盤のイメージ図¹²

¹² 「第 11 回 社会保障カード (仮称) の在り方に関する検討会」(平成 21 年 2 月 6 日) に内閣官房 IT担当室が提出した資料より抜粋。

② 電子私書箱（仮称）構想（図8－3参照）

「重点計画 2007」において「国民視点の社会保障サービスの実現に向けての電子私書箱（仮称）の創設」が盛り込まれたことを受け、平成 19 年度に「電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の IT 化に関する検討会」¹³が開催され、電子私書箱（仮称）構想のコンセプトについて取りまとめられ、技術的要件、制度的課題の抽出が行われた。

平成 20 年度は平成 19 年度の検討を踏まえ「電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」が開催され、より具体的に詳細な検討を行うため、特定健診結果、年金記録をユースケースとし、技術的要件に関する検討、制度的課題に関する検討、社会保障以外の分野における電子私書箱（仮称）の利用に関する検討等が行われた。

特に、特定健診結果、年金記録をユースケースとした技術的課題の検討のためユースケース検討ワーキンググループが設置され、電子私書箱（仮称）構想の技術的要件及び制度的課題の検討の結果を取りまとめた「電子私書箱（仮称）プラットフォーム基本設計」を作成したところである。

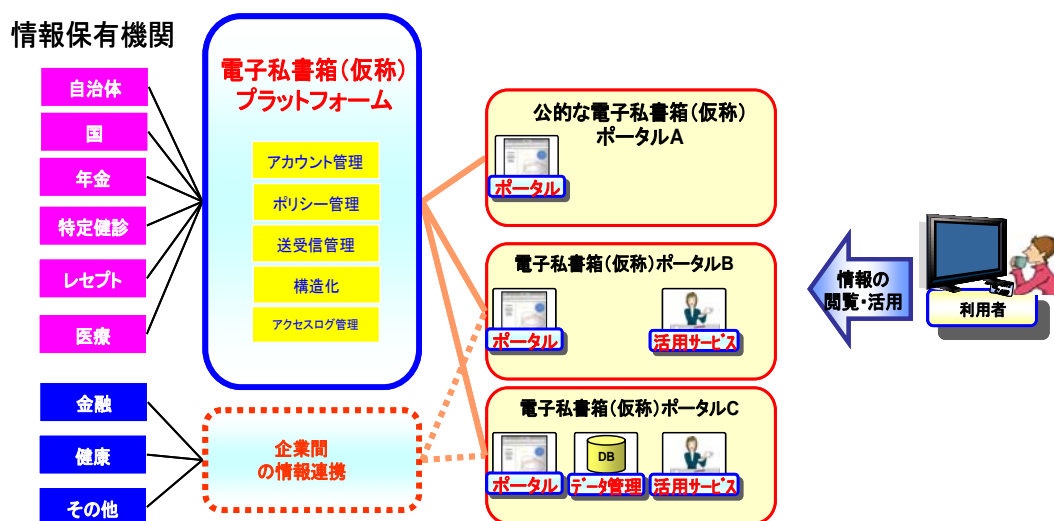


図8－3：電子私書箱（仮称）の実装形態例¹⁴

¹³ 平成 20 年 3 月 17 日に終了。

¹⁴ 「第 11 回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（平成 21 年 2 月 6 日）に内閣官房 IT 担当室が提出した資料より抜粋。

③ 国民電子私書箱（仮称）構想（図8-4参照）

「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（平成21年4月9日 IT戦略本部）においては、国民本位の新しい電子政府・自治体の推進のため、国民電子私書箱（仮称）構想が示されたところである。この国民電子私書箱（仮称）は、「希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントであり、従来の「電子私書箱（仮称）構想」及び「社会保障カード（仮称）構想」を発展させ、社会保障分野のみならず、広い分野でのワンストップの行政サービスを提供するためのもの」であり、また、「社会保障カード（仮称）の実証実験の成果も活用しつつ整備」することが想定されている。



図8-4：国民本位の新しい電子政府・自治体の推進（国民電子私書箱構想）¹⁵

¹⁵ 「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（平成21年4月9日 IT戦略本部決定）より抜粋。

④ 電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化（図8-5参照）

現在、総務省においては、パソコンより普及率が高く多くの国民にとって身近な携帯電話、デジタルテレビ等の情報通信機器（デジタル機器）を活用し、電子行政サービス等へのアクセス端末の多様化を図ることを目指した検討が行われている。また、ネットワーク資源を活用し、ICカードからサーバに認証機能を一部移行させることにより、個人がオンライン上で簡易にサービスを受けられる方策の可否の検討が行なわれているところである。

以上については、平成22年度までに必要な調査研究・実証実験を行い、パソコンの利用率が低い高齢者を含めた電子行政サービス等の利用拡大、デジタル・ディバイドの解消に貢献することが目標とされている。

背景・課題

- 情報通信ネットワークを活用した電子行政サービス等の利用拡大が課題。
- アクセス端末に利用されているパソコンは、一般に性能は高いが普及率は必ずしも高くない。また、利用率の世代間格差が大きく、パソコンからのインターネット利用者は減少。
- 現行のICカードシステムは、利用するサービスを追加する度に、サービスへのアクセスに使用する認証鍵やソフトウェアをICカードに書き込む必要があるため、利用者の負担が大きい。

・携帯電話の普及（2008年末現在、約1億600万契約）
・テレビのデジタル化
・ASP・SaaS、クラウド・コンピューティングに見られるネットワーク資源の利用
→情報通信・放送機器やネットワークの活用により課題解決に貢献できないか？

課題解決の方向性

- より普及率が高く多くの国民にとって身近な携帯電話、デジタルテレビ等の**情報通信機器（デジタル機器）**を活用し、電子行政サービス等への**アクセス端末の多様化**を図る。
- また、**ネットワーク資源**を活用し、ICカードから**サーバに認証機能を一部移行**させることにより、個人がオンライン上で簡易にサービスを受けられる方策の可否を検討。
- 以上について、2010年度までに必要な調査研究・実証実験を行い、パソコンの利用率が低い高齢者を含めた電子行政サービス等の利用拡大、デジタル・ディバイドの解消に貢献。

図8-5：電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化（概要）¹⁶

¹⁶ 「第12回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（平成21年3月6日）に総務省情報流通行政局情報流通振興課が提出した資料より抜粋。

⑤ 地域情報プラットフォーム推進事業（図8-6参照）

総務省は、財団法人全国地域情報化推進協会と連携し、地方公共団体等の様々なシステム同士の連携を可能にするために各システムが従うべき業務面や技術面のルールとして、地域情報プラットフォーム標準仕様を策定している。

また、総務省は、官民が連携したワンストップサービスの実現を目指し、平成20年度から、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステムにより、引越分野等を対象に、ワンストップサービスの実証実験を実施し、ワンストップ化に向けた課題の抽出等を行っている。

地域情報プラットフォーム構想の推進

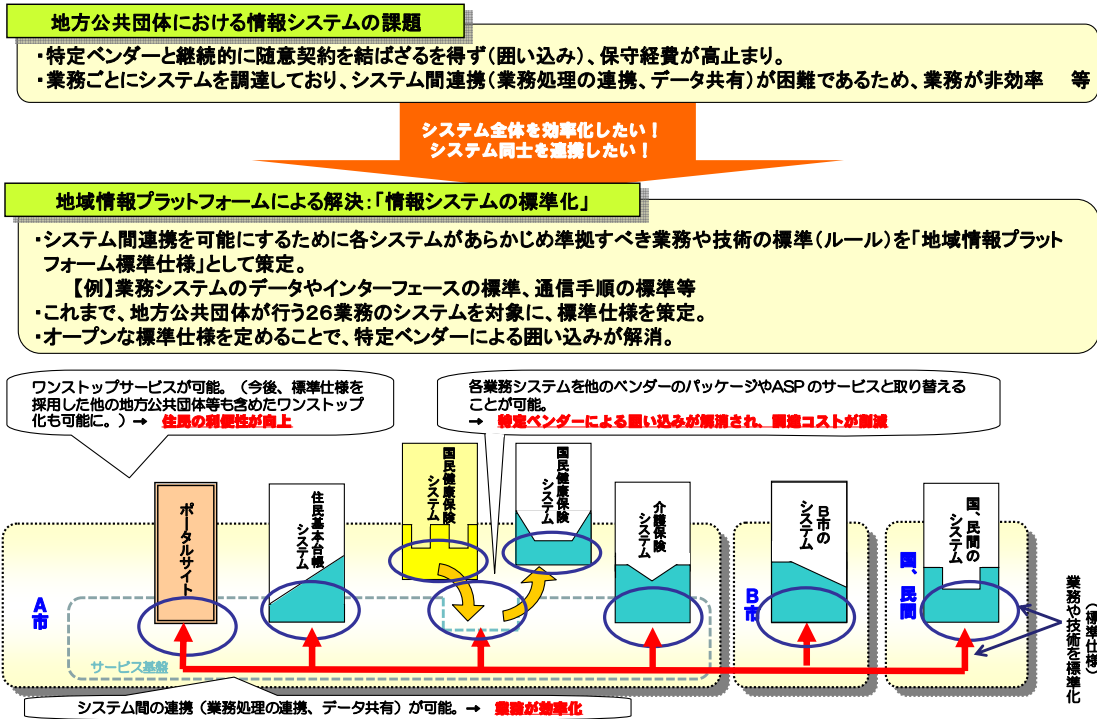


図8-6：地域情報プラットフォーム構想の推進¹⁷

¹⁷ 「第11回 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」(平成21年2月6日)に総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室が提出した資料より抜粋。

(2) 既存の I C カード・ I C チップを含む媒体の利用

現在市町村から交付されている住民基本台帳カード（住基カード）の利用については、既存の I C カードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることが可能であり、さらに、社会保障カード（仮称）の仕組みで利用する本人識別情報を格納する器として既発行の住基カードを活用できる場合には、新たなカードの発行を不要とすることができると考えられる。

「 I T 政策ロードマップ」（平成 20 年 6 月 11 日 I T 戦略本部）においては、「住民基本台帳カードの普及にあたっては、社会保障カード（仮称）の議論と一体的に検討を進める」とされているところであり、今後更に検討を進めていく必要がある。

「これまでの議論の整理」においては、現在の仕組みを前提とすると、市町村をまたがる住所変更の際には住基カードの再発行が必要となることに留意する必要があると述べたが、住民基本台帳カードについては、他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き使用することができるようにするため、住民基本台帳法の一部改正法案が今国会（第 171 回国会（常会））に提出されている（図 8 - 7 参照）。

社会保障カード（仮称）については、転居等により保険者が変わった場合でも、カードを返却することなく利用し続けることを可能とする方向で検討を進めているが、住民基本台帳法の改正により、転居時に住民基本台帳カードが失効しない仕組みが制度化されれば、社会保障カード（仮称）の仕組みで利用する本人識別情報を格納する器として住民基本台帳カードを利用するに当たっての課題の一つが解決されることとなる。また、同法案においては、これまで住民基本台帳法の適用対象となっていなかった外国人住民についても同法の適用対象となり、住民基本台帳カードの取得が可能となる予定である。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要 ＜住基カードの引越継続使用関係＞

現在

他の市町村へ住所を移すときは、一度住民基本台帳カードを返納し、改めて転入地市町村で住民基本台帳カードの交付申請を行う必要がある。

他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるよう所要の規定を改正。平成21年通常国会に法案を提出。

- ・ 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止
- ・ 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能

改正後のイメージ

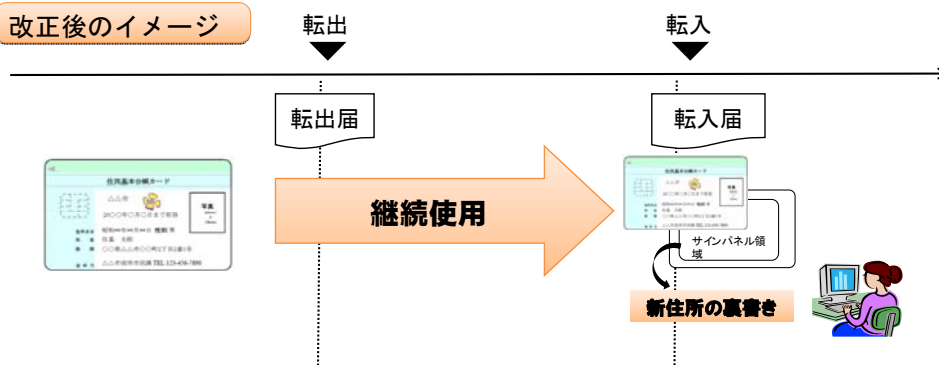


図 8 - 7 : 住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要¹⁸

しかしながら、住民基本台帳カードの利用については、住民基本台帳カードは希望者に交付することとなっていること、自治事務として市町村が発行責任者となっていることなど、現時点での社会保障カード（仮称）の検討状況に照らして課題もあることから、これらに留意しつつ、引き続き検討を行う。

また、その他の媒体については、携帯電話等の情報通信機器を活用した電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化等に関する検討状況、技術動向にも留意し、引き続き検討を行う。

¹⁸ 総務省自治行政局市町村課作成資料

(3) 認証基盤の活用

① 公的個人認証の活用

情報の閲覧等を行う際、ネットワーク上での厳格な本人確認を行うことにより成りすましなどを防ぐ必要がある。これについては、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された電子署名を行うための手段を提供している公的個人認証サービスを利用する方法等を検討する必要がある。

公的個人認証サービスについては、利用サービスの拡大、利便性の向上等に向けて、

- ・ 電子証明書のオンライン更新の実現
- ・ 記録媒体の拡大
- ・ オンライン認証の実現

等に関する検討が行われる予定であり、今後の検討の動向に留意する必要がある。

② HPKIの活用

厚生労働省で構築している保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）¹⁹を資格確認等における医療関係者資格を有することの確認に用いることを今後検討する必要がある。また、現在、HPKIは電子署名基盤であることから、認証用証明書の発行についても今後検討する必要がある。

(4) ネットワーク基盤としてのレセプトオンラインネットワークの活用

平成18年4月から開始された、医療機関や薬局から審査支払機関へのレセプトの送付のオンライン化は、規模による段階的整備が今後進捗する予定である。

今後、医療機関等と審査支払機関とのネットワークが整備されていくことが見込まれ、また、これらの動きを踏まえ、医療機関等のIT基盤が整備されていくことが想定されるため、医療機関等におけるオンライン資格確認を可能とするための環境整備については、新たな投資を極力避けるため、これらの基盤を活用することが有効と考えられる。

しかしながら、レセプトの送付が原則オンライン化される平成23年度以

¹⁹ 電子署名法にも適合した電子証明書を用いて、実在する自然人であることと同時に、医師・薬剤師等医療に関する公的資格を有することを証明するため、保健医療福祉分野の公開鍵基盤として構築した電子署名検証基盤

降も、一部の医療機関等については最長2年の範囲内で紙媒体でのレセプト送付が認められるとともに、代行請求機関を通じたオンライン請求が可能であるため、平成23年度以降においても、すべての医療機関等において、保険資格のオンライン確認が可能となる環境が整備されるわけではないことに留意が必要である。

したがって、社会保障カード（仮称）を健康保険証として利用する場合については、医療機関等の実務に混乱が生じることのないようにすることが必要である。

9. 制度的対応の検討について

社会保障カード（仮称）に関しては、現在仮定している仕組みを前提とした場合には、例えば以下のような事項に関するルールの制定（必ずしも法令の制定・改正に限られるものではない）が必要と考えられる。

また、情報閲覧機能等、少なくとも一部の機能の実現は、既存の法令（民法、個人情報保護法制等）の枠内で可能と考えられる。

なお、以下の事項の中には、次世代電子行政サービス、電子私書箱（仮称）等の実現に向けた取組においても検討されている事項もあり、政府全体として整合の取れた検討が進められるべきである。

（1）中継DBの運営に関するルール

- ・ 中継DB上の個人に関する情報の取扱いに関するルール（安全確保措置、アクセス記録の保存等）
- ・ 個人による中継DB上の自分の情報へのアクセス記録の閲覧に関するルール

（2）中継DBを用いた情報閲覧・情報連携に関するルール

- ・ 中継DBへの行政機関、保険者等によるアクセスに関するルール（リンク情報の登録・抹消、アクセス管理等）
- ・ 中継DBを用いたリンク情報利用に関するルール（例えば、主体の制限や、本人の同意がある、あるいは、法令で定める場合に利用できる、など）
- ・ 中継DBを経由した正当な要求に対する情報の提供義務
- ・ 情報閲覧・情報連携の監視に関するルール
- ・ オンライン認証に関するルール
- ・ 異常時、事故時の対策、責任の所在に関するルール
- ・ 代理の取扱いに関するルール

（3）保健医療番号（仮称）を導入するとした場合の当該番号の保護措置

- ・ 番号の利用・提供の制限
- ・ 番号の告知要求制限

（4）カードの発行・交付等に関するルール

- ・ カードの発行、交付、取得、紛失等に関するルール
- ・ 現行の年金手帳、健康保険証等の発行・交付等に関する規定の整備

10. 社会保障カード（仮称）の実現に向けて

1. 2において述べたように、現在、政府においては、人生の様々な場面におけるワンストップサービスやそのためのバックオフィス連携等を実現するための取組が行われているが、その実現がもたらす効果がどれほど大きなものであっても、それを上回る費用が生じることとなれば、国民の理解は得られないため、費用対効果の試算は欠かすことができない。

社会保障カード（仮称）、次世代電子行政サービス、電子私書箱（仮称）について、これまで、政府において行われた費用と効果の試算について述べると、

- ・ 医療保険資格のオンライン確認等の実現による効果は、保険者で年間約160億円、医療機関等で年間約120億円（「医療保険資格確認における社会保障カード（仮称）導入効果の定量化分析業務 報告書」（平成20年12月）²⁰に基づくもの。後者は、医療機関等に対するアンケート調査の結果をもとに推計した値であるが、当該アンケートの回収率が必ずしも高くないため、参考とするに当たっては留意が必要。）
- ・ ライフイベントに即したワンストップサービスの実現を目指す次世代電子行政サービスについては、引越しワンストップ、退職ワンストップの実現により、一年間に削減されると見込まれるコストは官民合わせそれぞれ、約1,000億円、1,200億円²¹
- ・ 安全かつ利便性の高い情報提供の実現を目指す電子私書箱（仮称）構想の実現により社会保障分野・公共サービス分野において既存の郵送による通知サービスの代替手段として削減されるコストは、一年間で約4,600億円²²。また、電子私書箱（仮称）の導入にかかるコストは、初期整備経費として、約200～400億円²³

とされている。

²⁰（参考）「第12回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（平成21年3月6日）資料3

²¹ 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームの試算によるもの。（参考）「第4回 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム」（平成20年6月4日）資料1

²² 内閣官房IT担当室の試算によるもの。（参考）「第4回 電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」（平成21年2月9日）資料6

²³ 内閣官房IT担当室にて年金記録及び特定健診結果のユースケースを対象としたシステムを想定し同規模の類似システムの導入コスト等を基に試算。（参考）「第4回 電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」（平成21年2月9日）資料6

ワンストップサービス、バックオフィス連携等の実現に向けた取組については、これらを含め、様々な取組が同時進行しているところであり、技術発展の動向等を踏まえた検討の成果を反映する必要があるため、現時点において、総合的に費用や効果を算出するのは困難であるが、検討の進捗状況を踏まえつつ、可能なものから試算を行い、できる限り早期に全体的な費用対効果を試算する必要がある。また、受益と負担の関係も踏まえた費用負担の在り方について検討を行う必要がある。

ただし、こうした取組が段階的に実施される際、その初期の段階においては費用に見合った効果が得られない場合があるが、取組が進捗するに依り、効果が上がっていくと考えられることに留意が必要である。

本検討会においては、厚生労働省が平成 21 年度に行う社会保障カード（仮称）の実証実験の状況や結果、サービス体験者等の声を踏まえつつ、現場に混乱が生じることのない円滑な実施を図るための方策、きめ細かな周知広報等国民の理解を深めるための取組に関する検討を含め、引き続き、社会保障カード（仮称）の実現に向けた取組を行っていく。

Vision

情報爆発時代において日本社会を知識創造の社会へ導き、
社会インフラの刷新を伴うイノベーションの連鎖を実現する新たなサービス

具体的な目標

1. 利用者視点でのサービス提供

- 情報提供を含む簡素で便利なワンストップサービスの実現
- 縦割り行政を排除したサービス提供
- 申請主義から脱却したプッシュ型サービスの提供 etc.

2. 行政事務の最適化の推進

- サービスの付加価値の向上と効率化
- 全体最適を意識した業務プロセスへの変革
- 今まで実現できなかったサービスの実現 etc.

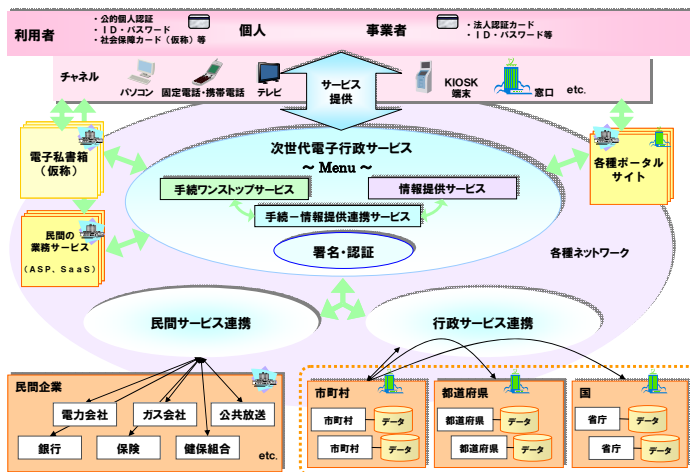
3. 企業活動の活性化

- 行政サービスとのシームレスな連携による生産性向上
- 新たな民間サービス創設の環境作り etc.

4. 国民と行政の信頼強化

- 行政サービス・情報・プロセスの見える化
- 個人情報へのアクセス履歴の本人からの閲覧 etc.

サービス基盤のイメージ図



多くの利用が見込め、かつ国や地方、個人や企業が係わるイベントである「引越」と「退職」のワンストップサービス実現を次世代電子行政サービスの第一歩とする。

II ライフイベントに即したワンストップサービス

ライフイベント単位で手続きをワンストップ化 → 利用者の利便性向上、行政の効率化

BPRによる効率化、添付書類の削減、一元的でわかりやすい情報提供などを推進

効果(引越)

官民あわせて年間約1000億円※のコスト削減効果の見込み

訪問: 7機関 → 訪問: 転入地市町村のみ
添付: 13書類 → 添付: なし

※ 引越者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約100億円

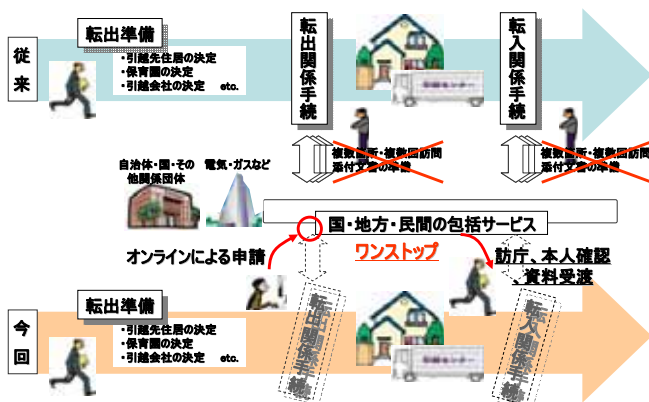
効果(退職)

官民あわせて年間約1200億円※のコスト削減効果の見込み

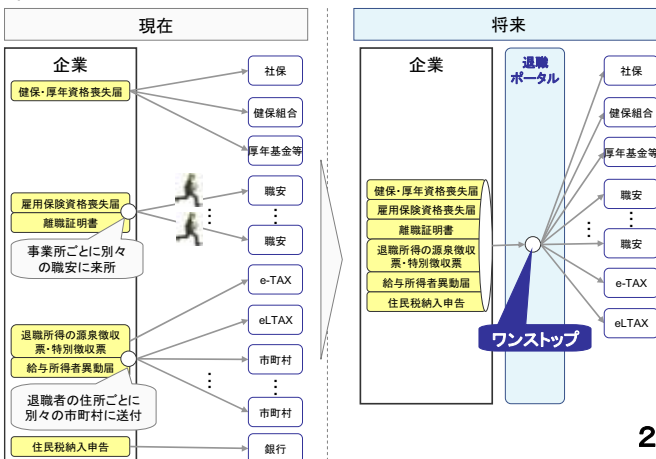
訪問: 6機関 → 訪問: 企業はなし、個人は公共職業安定所のみ
添付: 15書類 → 添付: なし

※ 企業・退職者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約300億円

引越ワンストップのイメージ



退職ワンストップのイメージ



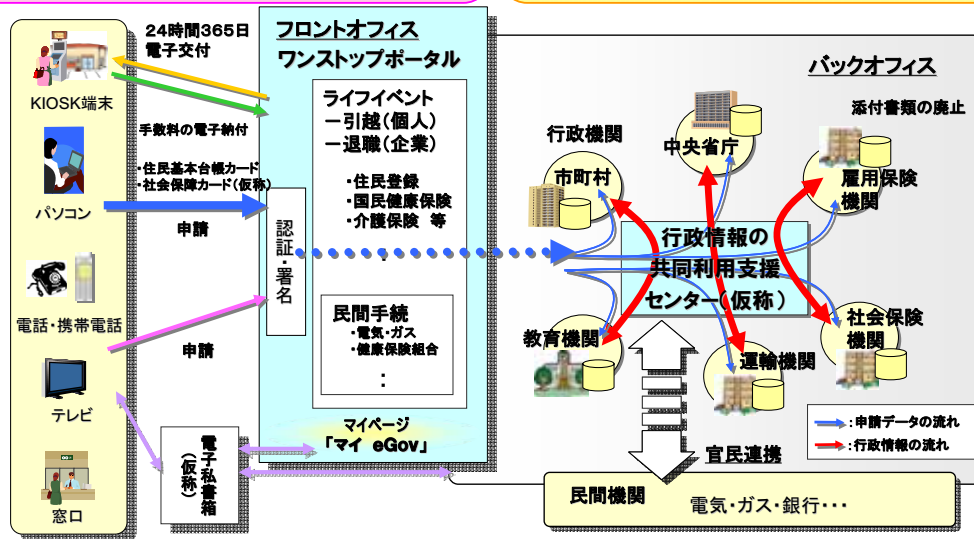
Ⅲ ワンストップサービスを実現する技術要素

1. 窓口(ポータル)

- 行政機関(国、地方)の垣根を取り除いたサービス提供
- APIを公開するなどにより、民間との連携を実現
- 手続や関連する情報の見える化を実現
- 窓口においてもワンストップサービスの享受 etc.

2. 認証・署名

- セキュリティレベルを考慮した上での、利便性の高いID・パスワードを活用したサービスも実現
- 携帯電話の認証サービスの活用
- シングル・サイン・オンによる認証の煩わしさの排除 etc.



※ 行政情報は各機関のデータベースに保有し、連携は疎結合により実現。

3. バックオフィス連携

- 本人の同意を得ることを前提とした制度整備
- 疎結合による連携の実現(データの集中化はしない)
- 個人情報保護の観点から充分なセキュリティー確保
- バックオフィス連携できない機関への配慮 etc.

4. 標準化

- 最終的には1つの標準仕様で連携を実現
- 複数の標準化アプローチ(トップダウン、ボトムアップ)の採用
- 標準仕様対応が困難な機関への配慮 etc.

3

Ⅳ 次世代電子行政サービスの実現に向けて

次世代電子行政サービスを実現するために「eワンストップ・イニシアティブ」を推進する。先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うと共に、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組みを進める。

1. 実証実験に向けた主な課題

- 情報の透明化
- フロントオフィスにおけるワンストップポータルの実現
- バックオフィスにおける情報の共同利用の促進
- 国・地方における関係手続の連携検討
- データや様式の標準化

2. 次世代電子行政サービスの環境整備に向けた主な課題

- ワンストップ化に向けた法制的検討
- 総合的・一体的な取組みの推進体制の整備
- 手続にかかる業務の総点検
- 官民における関係手続の連携強化
- 社会保障カード(仮称)、電子私書箱(仮称)との連携

3. 知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組み

4

オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部決定)より抜粋

オンライン利用に係るガイドラインの策定

内閣官房(IT担当室及び情報セキュリティセンター)において、電子政府の手續に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、有識者を含めた検討の場を速やかに立ち上げ、「セキュア・ジャパン2008」における取組も踏まえつつ、経済産業省及び関係府省の協力を得て、年度内に一定の方向性を取りまとめることとする。

電子政府ガイドライン作成検討会(平成20年10月2日より開催)

座長： 須藤 修 東京大学大学院情報学環教授
座長代理： 辻井 重男 情報セキュリティ大学院大学学長 他 (計23名)

課題：

電子政府の手續に応じたセキュリティ確保策及びユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、年度内に一定の方向性を取りまとめ。

セキュリティ分科会

主査：
辻井 重男 情報セキュリティ大学院大学学長
主査代理：
佐々木良一 東京電機大学未来科学部教授
他 (計10名)

ユーザビリティ分科会

主査：
山田 肇 東洋大学経済学部教授
主査代理：
黒須 正明 (独)メディア教育開発センター理事長補佐
他 (計10名)

社会保障サービス等をめぐる現状

- ◆ 様々な機関の存在、手続の未整備により、個人情報を容易に受け取ることができない。受け取れたとしても主として紙媒体であり、その情報を容易に整理、保存、活用することに限界あり。

ITの活用により現状を改善できないだろうか？

電子私書箱(仮称)構想の目標

様々なサービス提供者(国、地方自治体、保険者、医療機関等)が保有する国民の情報を、安心かつ容易に、本人が入手・閲覧・管理・活用できる仕組みを実現。

1

「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」活動状況

開催の経緯等

- 「重点計画-2007」において「国民視点の社会保障サービスの実現に向けての電子私書箱(仮称)の創設」が盛り込まれたことを受け、2007年度「電子私書箱(仮称)による社会保障サービス等のIT化に関する検討会」を開催、電子私書箱(仮称)のコンセプトをとりまとめた。
- 技術的課題、制度的課題に関する検討を行うため、2008年度「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」を開催。
- 特に特定健診結果、年金記録をユースケースとして詳細検討を行なうため、ユースケース検討ワーキンググループを設置
- 社会保障や電子行政等において情報を効率的に提供する「信頼できる基盤」として、本検討会における報告書及び電子私書箱(仮称)プラットフォーム基本設計が今後関連施策に反映されることが望まれる。

第一回 8月22日

- 電子私書箱(仮称)構想の目標
- 検討の方向性と課題、進め方など

第二回 11月5日

- 関連する海外事例
- ユースケース検討WGにおける検討状況
- 情報通知サービスの形態に関する論点整理

第三回 12月17日

- 制度的課題に関する論点整理
- ユースケース検討WG中間報告

第四回 2月9日

- 関連する施策紹介
- 関連する海外事例
- 電子私書箱(仮称)の導入に伴うコスト削減等の効果
- 制度的課題

第五回 3月16日

- 電子私書箱(仮称)構想における民間事業者の参画のあり方について
- 報告書(案)について

【検討会委員名簿】

池上 秀樹	健康保険組合連合会理事
大山 永昭	東京工業大学大学院 理工学研究科教授
神谷 寿彦	ヤフー株式会社社会員サービス事業部長
小松 文子	独立行政法人 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー室長
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
須藤 修	東京大学大学院 情報学環教授
寺本 振透	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
座長 安田 浩	東京電機大学 未来科学部情報メディア学科教授
山本 隆一	東京大学大学院 情報学環准教授

【ワーキンググループ構成員名簿】

小尾 高史	東京工業大学大学院 総合理工学研究科准教授
主査 小松 文子	独立行政法人 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー室長
五味 秀仁	ヤフー株式会社 Yahoo! JAPAN研究所
坂本 泰久	NTT情報流通プラットフォーム研究所 ユビキタスコンピューティング基盤プロジェクト主任研究員
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
中橋 良二	健康保険組合連合会 IT推進部長
吉本 明平	財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)企画部 担当部長

2

◆電子私書箱(仮称)構想の目標

様々なサービス提供者(国、地方自治体、保険者、医療機関等)が保有する国民の情報を、安心かつ容易に入手・閲覧し、本人が入手・閲覧・管理・活用できる仕組みを実現。

↓
利用者の視点に立ち返り、これらのサービスについて新たな情報の入手・活用スキームを提示。

電子私書箱の主要な機能

●情報の入手・閲覧

- 様々なサービス提供者で分散している個人の情報を、本人の意向に基づき集約し、自分の情報を入手・閲覧できる仕組み。

●情報の管理・活用

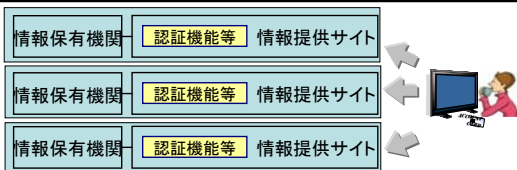
- 収集・蓄積した個人の情報を他のサービスに活用する仕組み。



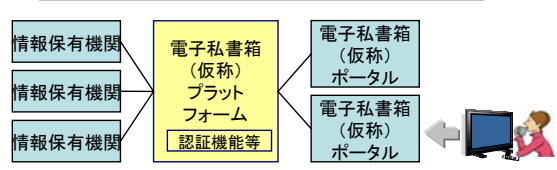
電子私書箱(仮称)を活用した情報提供のメリット

各情報保有機関がばらばらに情報提供を行うよりも、
電子私書箱(仮称)の活用により、「安全」かつ「利便性高く」情報提供を行うことが可能となる。

各情報保有機関が個別に情報提供を行う場合の課題



電子私書箱(仮称)により実現するメリット



利用者の視点

情報保有機関毎のIDを個別に登録・管理しなければならない。

情報毎に異なるサイトにアクセスしなければならない。

情報保有機関毎にプライバシー保護やセキュリティの考え方が異なる。

システム側の視点

情報保有機関のシステムがそれぞれ個別に認証手段を提供しなければならない。

情報保有機関のシステムは直接インターネットに接続されるため、所要のセキュリティ対策が必要。

アカウント連携を行うことにより、ID管理のコストを低減できる。

一つの電子私書箱(仮称)ポータルにアクセスすれば複数の情報保有機関からの情報を取得できる。

電子私書箱(仮称)プラットフォームに担保されたプライバシー保護やセキュリティ確保が実現できる。

安心できる個人認証を電子私書箱(仮称)プラットフォームに委任できる。

情報保有機関のシステムは、直接インターネットには接続されず、電子私書箱(仮称)プラットフォームにのみ接続するため、セキュリティ対策のコストを低減できる。

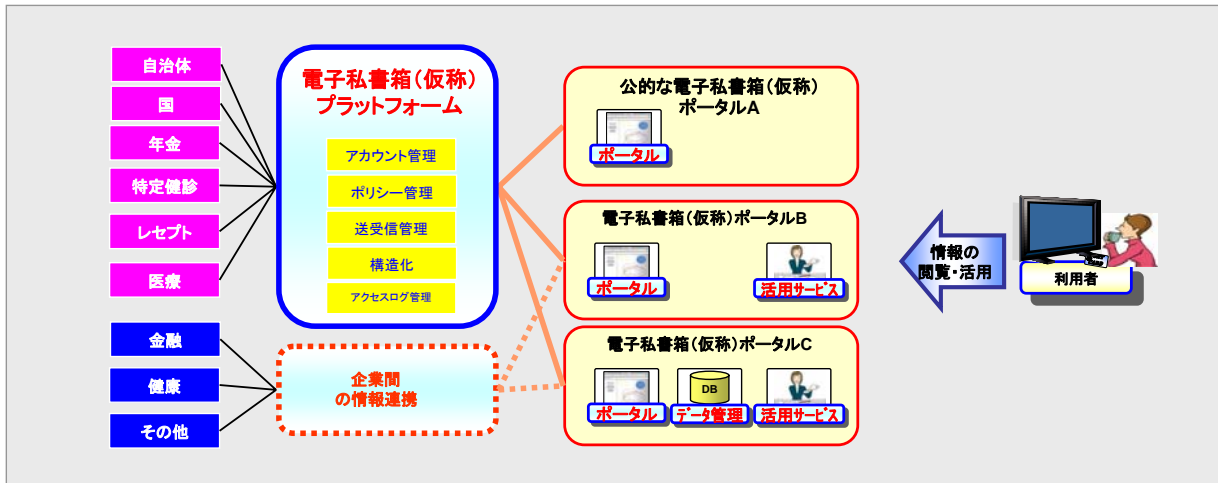
電子私書箱(仮称)の仕組み(概要)

電子私書箱(仮称)プラットフォーム

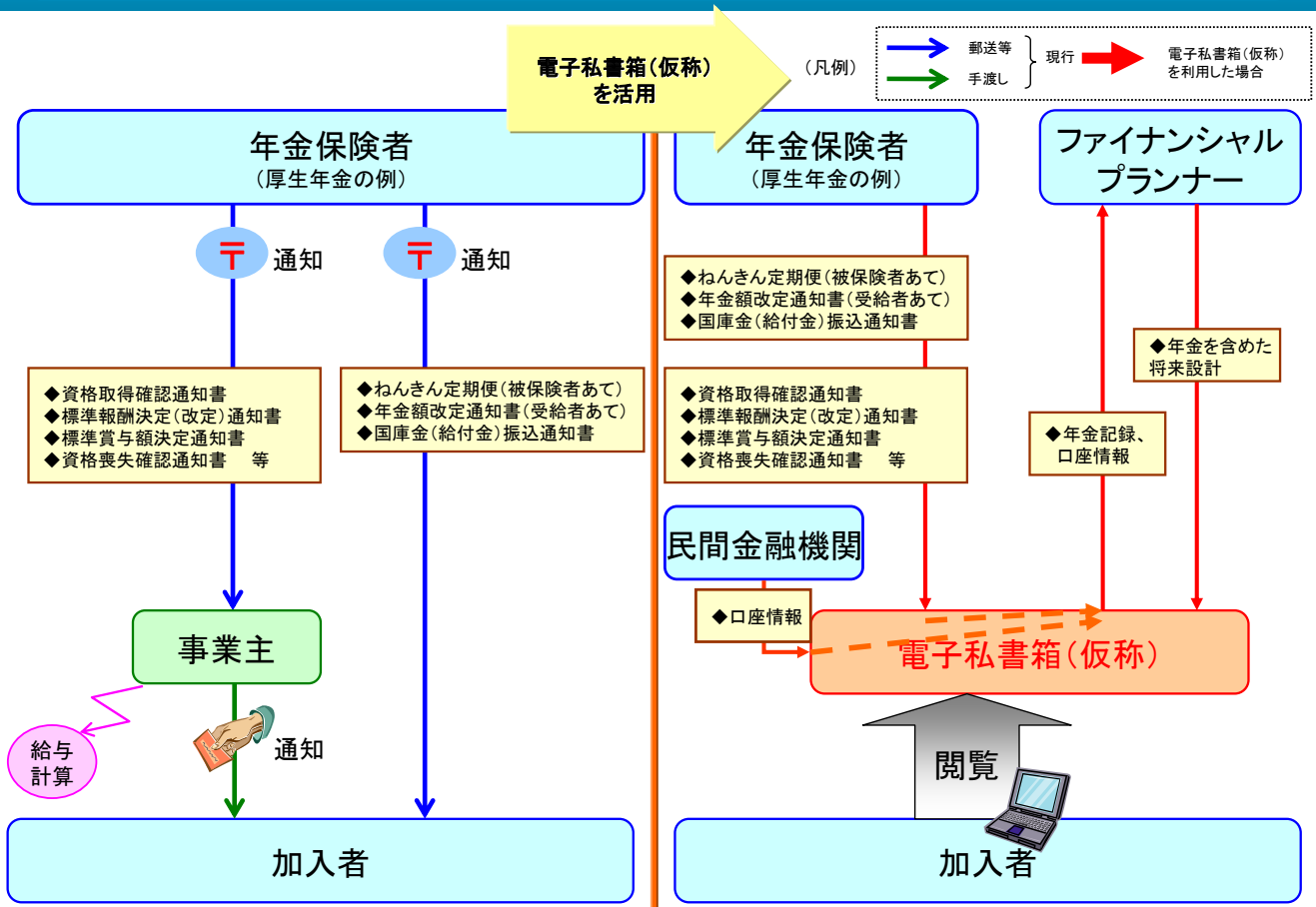
- 情報保有機関の持つ情報を電子私書箱(仮称)ポータルに渡すことで、情報保有機関が情報を本人に対して安全に伝達することを可能とする。
- アカウント管理、情報の構造化/フォーマット変換、送受信管理、ポリシー管理、アクセスログ管理等の機能を持つ。

電子私書箱(仮称)ポータル

- 情報保有機関の持つ情報を電子私書箱(仮称)プラットフォーム経由で取得し個人に提供する。
- 必要に応じ、利用者本人が取得した情報を加工し活用することを可能とする。



年金記録において電子私書箱(仮称)の活用が想定されるシーン

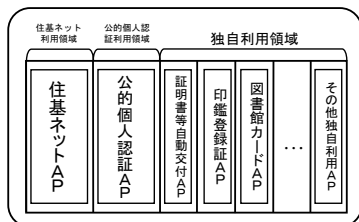


◎ 住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



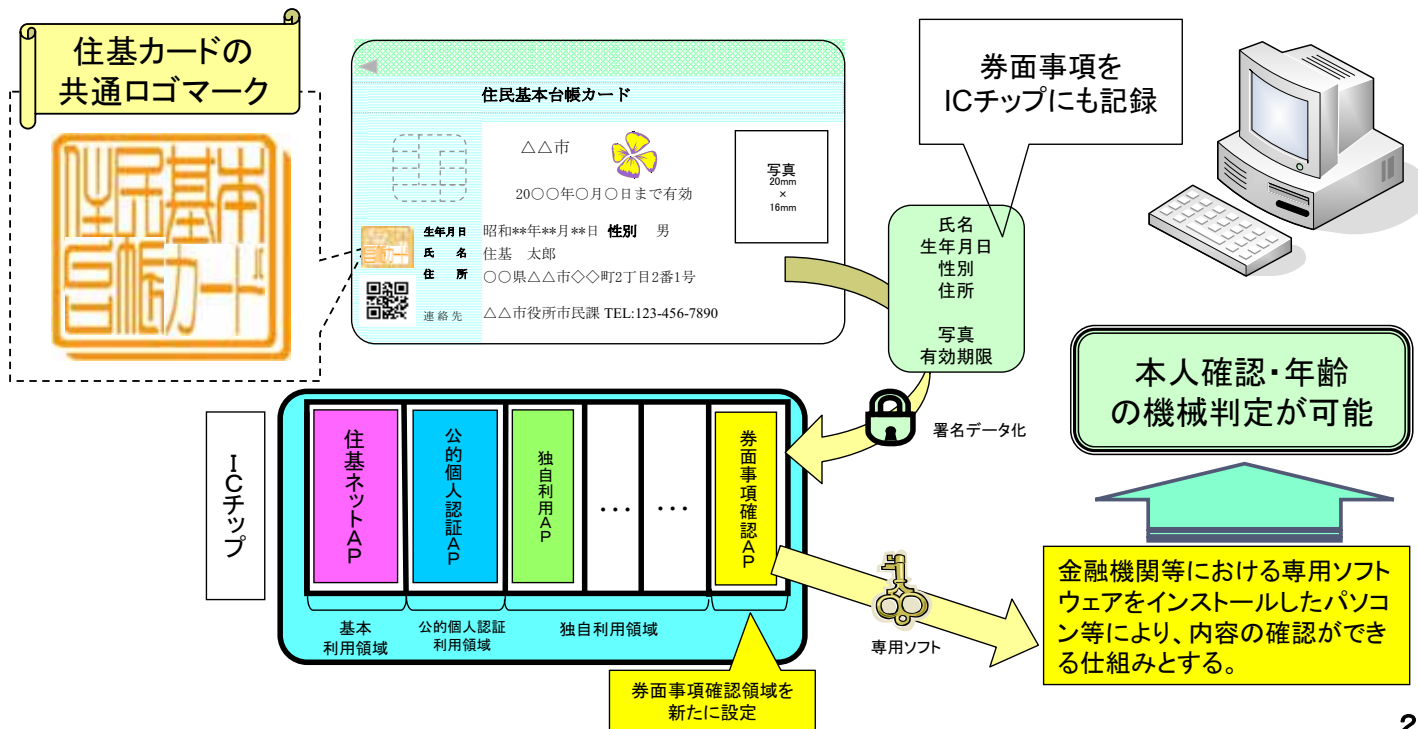
(ICチップ部分のイメージ)



- ① 日常生活での本人確認に使える。
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)
- ② 市町村における本人確認に使える。
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。
全国どこでも住民票の写しが交付できる。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。
⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。(例) e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

新しい住基カードの発行

- ◎ 住基カードのICチップに新たに券面事項を記録することとし、その情報を活用することにより、本人確認機能が強化される新しい住基カードを平成21年4月20日から全市区町村において順次発行予定。
- ◎ 偽造防止措置を施した共通ロゴマークを制定しカードの認知度アップを図る。



住民基本台帳カードの交付の流れ

<主な作業項目>

<主な作業内容>

① カード交付申請

本人確認

・住民から住民基本台帳カード交付申請
 ・本人確認(運転免許証など写真付きの官公署発行の免許証等で確認。これらが無い場合は住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、後日、住民がその回答書及び本人確認書類(市町村の交付する敬老手帳など。写真なしで可)を持参することにより確認。)

② 申請内容の審査・システムへの登録

・申請内容のチェック
 ・二重交付に該当しないかのチェック
 ・申請内容をシステムに登録

③ カード券面印刷・ICチップへのデータ書込

・住民基本台帳カード表面に氏名、有効期限等を印刷。身分証明書とする場合は、更に、住所、生年月日、性別、写真を印刷。
 ・カードICチップ内に住民票コード、相互認証情報等を記録。

④ 暗証番号設定・カード有効化

本人確認
(即日交付でない場合)

・住民が住民基本台帳カードに暗証番号を設定。
 ・暗証番号の設定によりカード利用が可能になる。

・即日交付でない場合、住民基本台帳カードを申請した住民の住所に照会書を送付し、窓口で住民の持参した回答書及び本人確認書類により本人確認。

⑤ カード交付

<凡例> ■ 住民と職員が窓口で行う作業
 職員が行う作業

住民基本台帳カードの交付状況

住基カードの交付状況

H20. 4月～H21. 2月の全国交付枚数 89万8千枚(対前年同月比 約13%増)
 ↳ 累計約323万枚(H21. 2. 28現在)
 (H20. 3. 31現在の累計交付枚数 約234万枚)

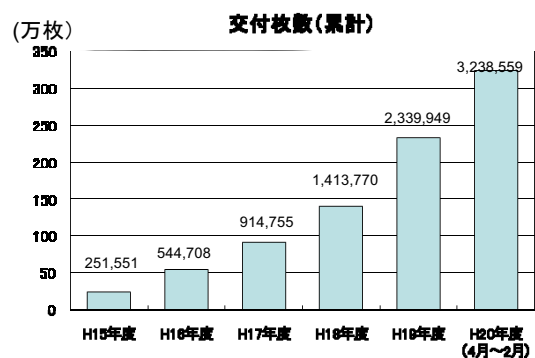
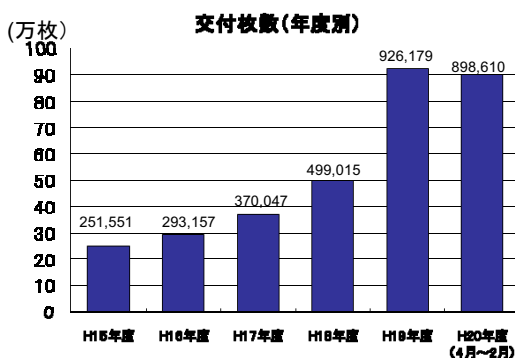
住基カード無料交付団体数

221市区町村(H20. 4. 1現在) ⇒ 442市区町村(H21. 4. 1現在判明分)

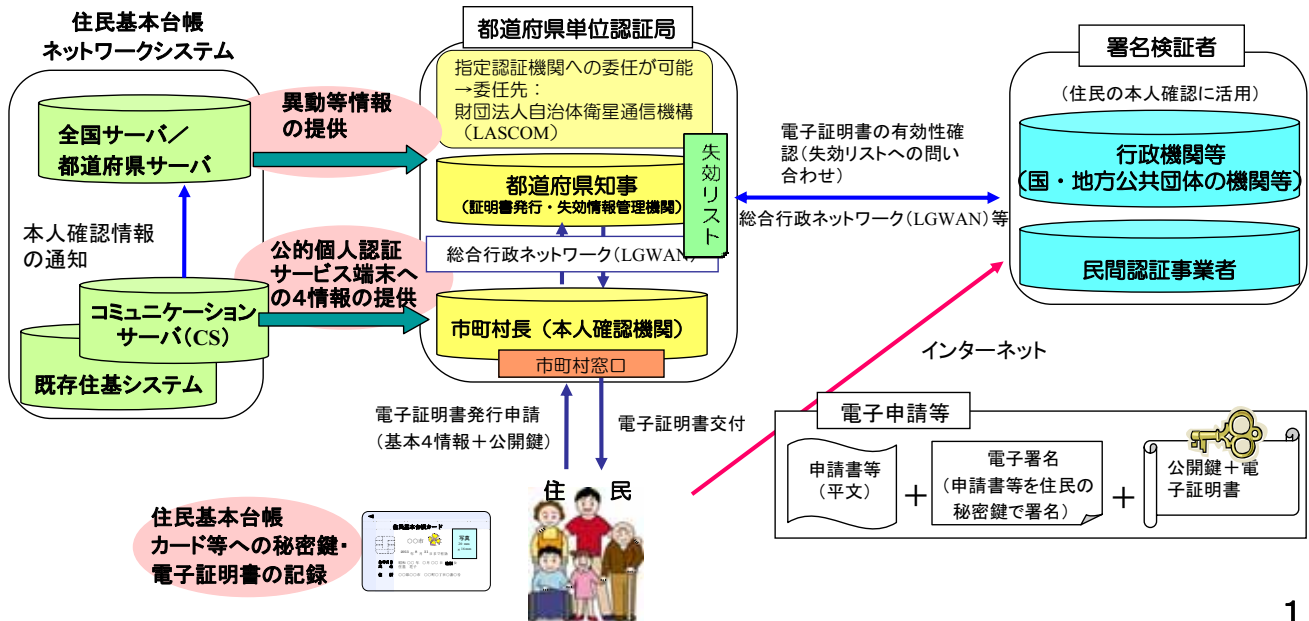
■ 住基カードの交付手数料を無料化する市区町村に対して無料交付1枚当たりで特別交付税措置を500円加算(20年度～22年度の3年度間限り。19年度までは1000円/枚のみ)

住基カード多目的利用団体数

143市区町村(H20. 4. 1現在) ⇒ 152市区町村(H20. 8. 31現在)



- オンラインでの行政手続等における本人確認のためのしくみ。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約113万件（2009年3月）



公的個人認証サービスの特長

- 1. 厳格な本人確認**
 - ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
 - ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。
- 2. 電子証明書の用途**
 - ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
 - ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。
- 3. サービス利用に必要な費用**

(電子申請を行う住民)

 - ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
 - ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダーライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

 - ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。
- 4. 電子証明書の格納媒体**
 - ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
 - ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。
- 5. 二重発行の禁止**

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。
- 6. 電子証明書の発行件数**

平成21年3月末現在で、約113.3万件。

公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面	<ul style="list-style-type: none">◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適
運用面	<ul style="list-style-type: none">◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として5年間の安定運用実績◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の利活用による迅速なスタート◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能

HPKIでターゲットされる国家資格

- 電子証明書のhcRoleに保健医療福祉分野の国家資格を格納している。
- 電子署名を付与することで、個人の証明と国家資格保有の証明が同時にできる。
- つまり、保健医療福祉分野における資格を証明することが可能な公開鍵基盤。

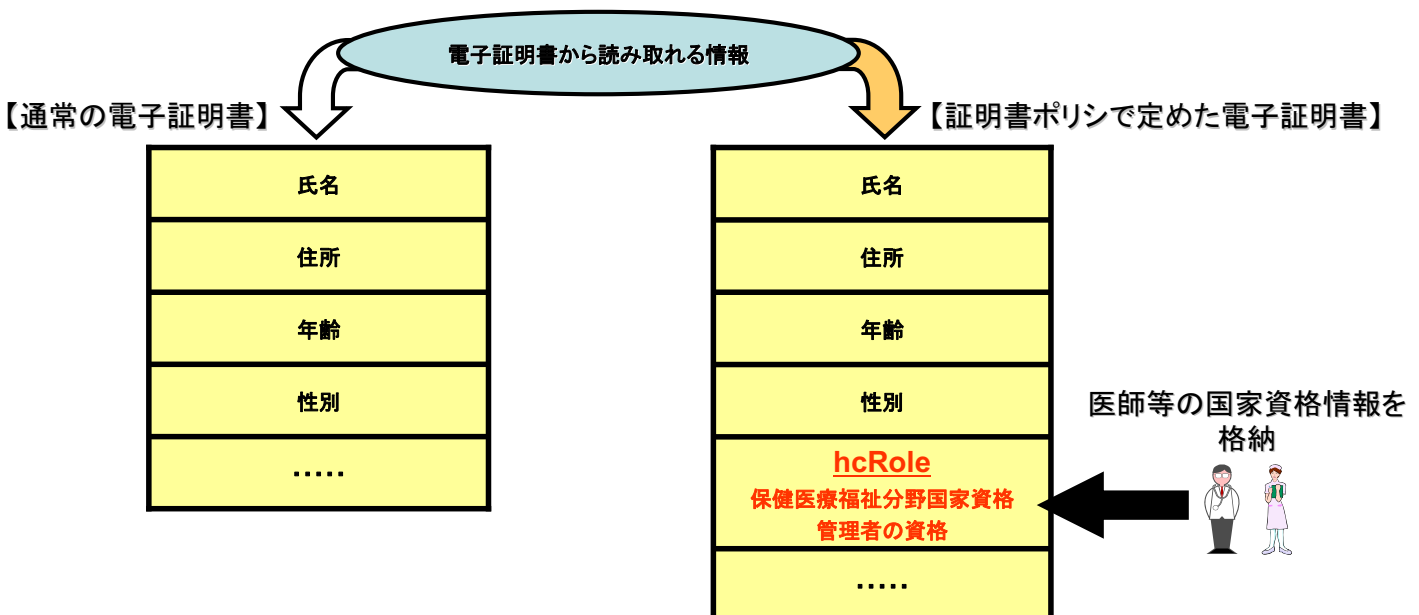
資格名 (国家資格、25資格)	
医師	管理栄養士
歯科医師	社会福祉士
薬剤師	介護福祉士
臨床検査技師	救急救命士
診療放射線技師	精神保健福祉士
看護師	臨床工学技師
保健師	あん摩マッサージ指圧師/ はり師/きゅう師
助産師	歯科衛生士
理学療法士	義肢装具士
作業療法士	柔道整復師
視能訓練士	衛生検査技師
言語聴覚士	介護支援専門員
歯科技工士	
資格名 (医療機関の管理責任者)	
病院長	
診療所院長	
管理薬剤師	
その他の保健医療福祉機関の管理責任者	

1

HPKIの特徴

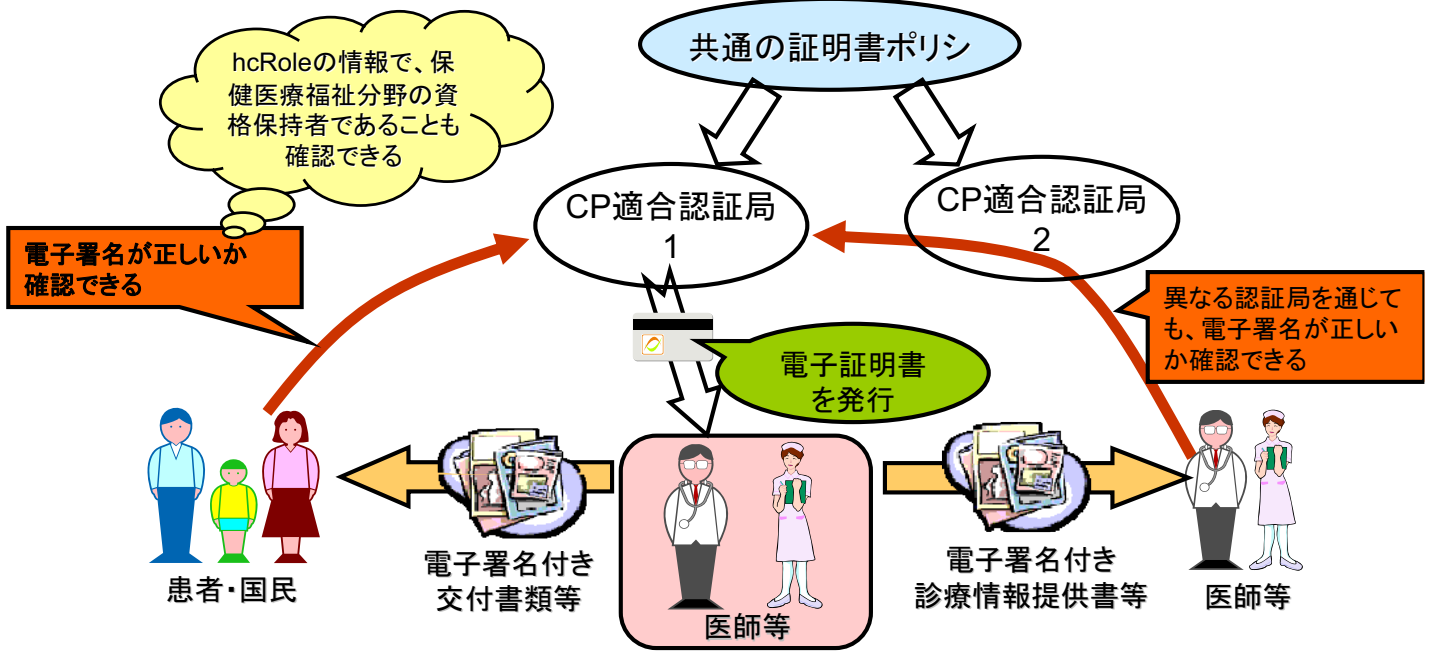
電子証明書の中に『保健医療福祉分野の国家資格』と『医療機関等の管理者の資格』の情報を格納するように規定

電子証明書自体に保健医療福祉分野で必要な資格を埋め込み、証明書だけで資格を証明

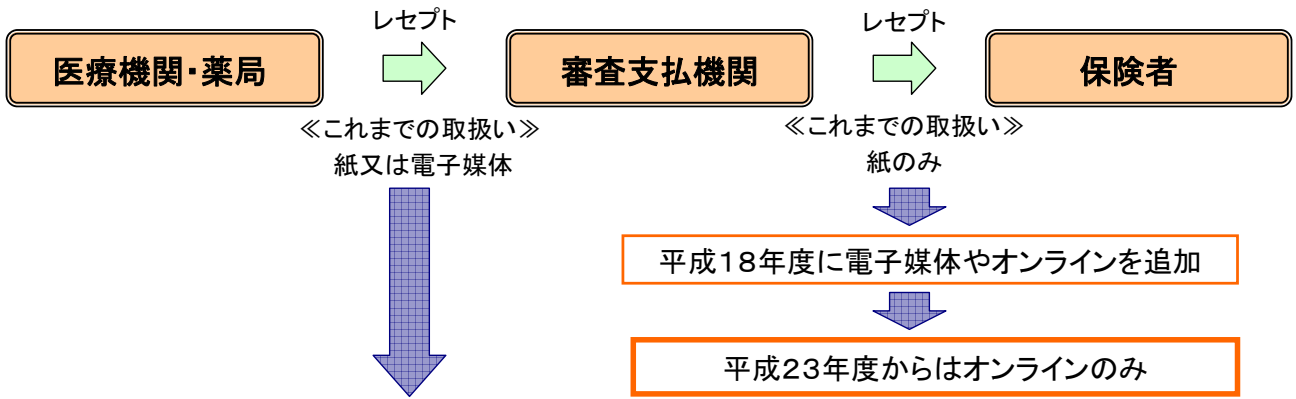


HPKIで実現できること

共通の証明書ポリシーに適合した認証局から発行された電子証明書による電子署名であれば、違う認証局から発行された電子証明書による電子署名でも正しいと確認することが可能に



電子署名を中心とした病診・診々連携、患者との連携の例



1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能
2.
 - ① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定
 - ・ 病院：規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
 - ・ 診療所：コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
 - ・ 薬局：コンピュータの導入状況により、21年度(既に導入している薬局)から、それ以外は23年度から
 - ② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

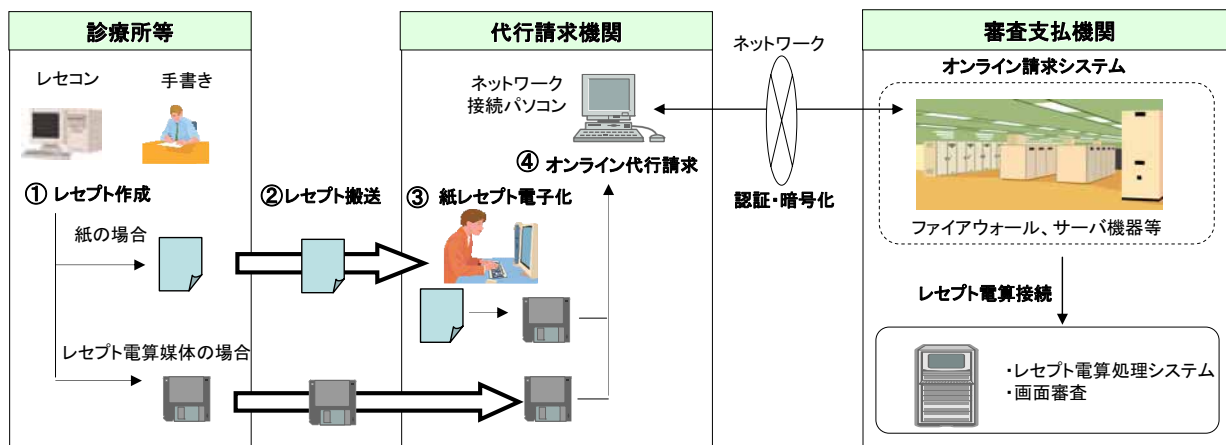
↑：紙、電子媒体又はオンラインによる請求
 (オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
 ⇨：()内の日付以降、オンラインによる請求に限定

【医科】	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
【病院】	病院① 400床以上+レセ電有 400床以上+文字対応		↑(20.4.1)			↑
	病院② 400床未満+レセ電有 400床未満+文字対応			↑(21.4.1)		↑
	病院③ レセコン有 +レセ電無 +文字非対応				↑(22.4.1)	↑
	病院④ レセコン無 (⑤を除く)					↑(23.4.1)
	病院⑤ レセコン無 +少数該当+既設					↑(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)
【診療所】	診療所① レセコン有			↑(22.4.1)		↑
	診療所② レセコン無 (③を除く)					↑(23.4.1)
	診療所③ レセコン無 +少数該当+既設					↑(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)
【調剤】	病院・診療所① レセコン有					↑(23.4.1)
	病院・診療所② レセコン無 (③を除く)					↑(23.4.1)
	病院・診療所③ レセコン無 +少数該当+既設					↑(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)
【薬局】	薬局① レセコン有			↑(21.4.1)		↑
	薬局② レセコン無 (③を除く)					↑(23.4.1)
	薬局③ レセコン無 +少数該当+既設					↑(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

注1. 「レセ電有」とは、レセプトコンピュータでレセプト電子請求を行っている場合をいう。
 注2. 「文字対応」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合をいう。
 注3. 「レセコン有」とはレセプト作成業務を電算化している場合をいう。
 注4. 「少数該当」とは、月間平均請求件数が医療・調剤で100件以下、歯科で50件以下の場合をいう。
 注5. 「既設」とは、平成21年4月1日時点において現存している機関をいう。

レセプトのオンライン請求における代行請求イメージ

オンライン請求設備を持たない診療所等が代行請求機関を通じてオンライン請求を行う場合のイメージ



- ① 診療所等で、レセコン(レセプトを作成するためのコンピュータ)もしくは手書きにより、従来通りに紙レセプトを作成する。(レセプト電算に対応したレセコンを保有している場合は、紙に印刷せず、FD等の媒体へ電子レセプトを作成する。)
- ② 代行請求機関へ、レセプト(紙もしくは媒体)を送付する。
- ③ 代行請求機関では、紙レセプトの電子化を行う。
- ④ 代行請求機関から複数診療所等のレセプトデータを審査支払機関のオンライン請求システムへ送信する。

現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
根拠規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所に提示 ●年金や一時金についての相談を受けるとき社会保険事務所に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに社会保険事務所に提出等	●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医療機関の窓口に提出 【健保】 ●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更のあったときに、社会保険事務所又は健康保険組合に提出 【国保】 ●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更のあったときに、市町村又は国民健康保険組合に提出	●要介護(要支援)認定の際、市町村に提出 ●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに市町村に提出 ●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村に提出等	●雇用保険被保険者証の交付を受けた者が一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示 ●被保険者が他の事業所に転動した場合や氏名を変更した場合に、事業主に提示 ●被保険者となったことの確認の請求をしたときに、公共職業安定所に提出
交付主体	社会保険庁長官	【健保】全国健康保険協会(支部)又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	①厚生年金の被保険者 ②国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び被扶養者 【国保】被保険者	・第1号被保険者 ・第2号被保険者のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	【国年】 ●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出 ●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出 【厚年】 ●事業主が社会保険事務所に資格取得届を提出	【健保】 ●事業主が被保険者に資格取得届を提出 ●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して被保険者に被扶養者届を提出 【国保】 ●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村等に届出	(第1号被保険者) ●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要 ●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要 (住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があったものとみなされる。ただし、住所地特例の場合を除く。 (第2号被保険者) 次のいずれか ●被保険者に要介護(支援)認定を申請 ●被保険者に介護保険被保険者証の交付を申請	●事業主が公共職業安定所に資格取得届を提出

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
券面記載事項 (*)は自署	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・基礎年金番号 ・交付年月日 ・変更後の氏名(変更日) 「国民年金の記録」欄 ・資格取得年月日(*) ・被保険者の種別(*) ・資格喪失日(*) ・資格の種別変更日(*) 「厚生年金保険の記録」欄 ・事業所名(*) ・事業所所在地(*) ・資格取得年月日(*) ・資格喪失日(*)	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(健保は被保険者証裏面に自署) ・被保険者記号番号 ・保険者番号 ・保険者名 ・交付年月日 ・資格取得年月日 ・世帯主氏名【国保】 ・被保険者氏名【健保・被扶養者の場合のみ】 ・有効期限【国保】 ・事業所名称【健保】 ・事業所所在地【健保】 ・保険者所在地【健保】	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・被保険者番号 ・保険者番号(保険者の名称・印) ・交付年月日 ・要介護状態区分等 ・認定年月日 ・認定の有効期間 ・居宅サービス等における区分支給限度基準額(サービスの種類とその種類支給限度基準額)(※パウチャーを発行する市町村についてはパウチャー切り分け欄) ・認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 ・給付制限(内容及び期間) ・居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業者の名称(届出年月日) ・介護保険施設等種類・名称(入退所年月日)(※労災保険の介護補償給付等の受給者についてはその旨と常時介護・随時介護の別を記載)	・氏名 ・生年月日 ・被保険者番号
媒体	紙	紙・プラスチックカード・ICカード 等	紙	紙
返納の必要	なし (原則、生涯ひとつ)	あり (資格喪失時及び更新時)	あり (資格喪失時)	なし
有効期限	なし	あり (被保険者により異なる)	なし	なし
被保険者資格の管理方法	基礎年金番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	【健保】 保険者番号、被保険者記号番号及び3情報(氏名、生年月日、性別) 【国保】 保険者番号、被保険者記号番号及び4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	保険者番号、被保険者番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別) (第2号被保険者については、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者に限り、被保険者として管理)	雇用保険被保険者番号と3情報(氏名、生年月日、性別)
番号の変更	なし (原則、生涯ひとつの番号)	なし (ただし、被保険者資格に異動が生じたときは変更する場合がある。)	なし (ただし、保険者(市町村)を異動すると変更)	なし (ただし、最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過すると新規に付番)
備考	初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、その際には、年金手帳は交付されない。(ただし、「基礎年金番号通知書」を交付。)	共済加入者には、共済組合員証等が交付されている。 【例:国家公務員】 ・世帯単位の交付 ・券面には、氏名・性別・生年月日・住所・資格取得年月日・発行機関の所在地・保険者番号名称及び印・交付年月日・有効期限のほか、被扶養者の氏名・性別・生年月日、組合員及び被扶養者療養給付記録を記載 ・媒体は紙		

現行の年金記録情報の提供方法等について(国民年金・厚生年金の例)

参考資料8

	年金見込額試算	年金加入記録照会・年金見込額試算 (電子申請)	年金個人情報提供サービス (ユーザID・パスワード)	ねんきん定期便
サービス提供者	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁
サービス利用対象者	公的年金制度加入者で 申込日現在50歳以上の方 ※	公的年金制度加入者 ※	公的年金制度加入者	公的年金制度加入者 ※
閲覧・確認方法	①社会保険庁HPから、 基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、現在加入している年金制度の別等を入力(申込み) ②社会保険庁で管理している住所に年金見込額試算の結果を郵送	①都道府県知事が発行する公的個人認証サービス等による「電子証明書」を取得 ②電子政府の総合窓口(e-Gov)から①の電子証明書を添えて申込み ③結果は、電子文書で通知	①社会保険庁HPから、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所等を入力し、「ユーザID・パスワード」取得の申込 ②社会保険庁で管理している住所にユーザID・パスワードを郵送 ③社会保険庁HPから、ユーザID・パスワード等を入力して、閲覧	○社会保険庁で管理している住所に郵送
閲覧・確認できる内容	●年金見込額 ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等)	●年金見込額 ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ※申込日現在50歳未満の方については、加入履歴のみを回答	●加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●国民年金保険料の納付状況 ●厚生年金(船員保険)の標準報酬月額、標準賞与額	【平成21年度】 ①年金加入期間 ②年金見込額 ・50歳未満の方…加入実績に応じた年金見込額 ・50歳以上の方…ねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額 ③保険料の納付額 ④年金加入履歴 ⑤厚生年金のすべての期間の月々の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額 ⑥国民年金のすべての期間の月々の保険料納付状況 【平成22年度】 《節目年齢時(35、45、58歳)の方々》 ・平成21年度と同じ内容(①～⑥)の記録を更新して通知 《上記以外の方々》 ・上記①～③について記録を更新して通知 また、⑤、⑥について直近1年分を通知
利用件数	186,376件 (平成19年度)	961件 (平成19年度)	1,467,962件 〔平成21年2月までのユーザID・パスワード累積発行件数〕	-----

(注1)※印については、高齢基礎年金、高齢厚生年金受給者は除く。

(注2)年金個人情報提供サービスについては、平成21年3月16日から高齢年金受給者(昭和61年4月以降に受給権が発生した者)に拡大。

現行の医療費通知等について

参考資料9

	医療費通知	レセプト(診療報酬明細書等)開示	特定健診等の結果に関する情報	介護給付費通知
情報提供主体	医療保険者	医療保険者	医療保険者	介護保険者
閲覧・通知に係る根拠法令	厚生労働省通知 等	個人情報の保護に関する法律第25条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 地方公共団体の個人情報保護条例 等	高齢者の医療の確保に関する法律第23条	-----
対象者	医療保険加入者のうち 保険診療(調剤)を受けた者	①医療保険加入者 ②①が未成年又は成年被後見人の場合における法定代理人 ③被保険者が死亡している場合は、その遺族等	40歳以上74歳以下の 医療保険加入者	介護保険被保険者のうち サービスを受給している者
確認・閲覧方法とその頻度	保険者から通知 (頻度は保険者ごとに異なる) (例)政管健保の場合 年2回	保険者に対してレセプト開示を請求 (遺族においては開示を依頼) (例:政管健保の場合) 最寄りの社会保険事務所へ、開示請求(依頼)者本人が直接、次の書類を持参又は郵送により手続 ・診療報酬明細書等開示請求書 ・開示請求をされる方の本人確認ができる書類	保険者又は実施機関からの通知等	保険者から通知 (実施している市町村と未実施の市町村があり、実施市町村の中でも、送付の頻度は異なる) 【参考】 介護給付費通知を実施している市町村の数は、全体の約50%(平成18年度)。平成22年度末までに実施率を100%とすることを目標。
確認・閲覧できる内容	内容は保険者ごとに異なる (例) ・該当期間にかかった医療費の総額 ・受診した医療機関名称 ・区分(入院又は通院日数)	開示請求(依頼)をしたレセプト (ただし、開示することについて支障があると判断されたレセプト等は、開示できない。また、保険者によって、レセプトの保存年数が異なる。)	特定健診等の内容 ・既往歴の調査結果 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査結果 ・測定結果(身長・体重・腹囲・BMI・血圧) ・血液検査結果(肝機能・脂質・血糖) ・尿検査結果 ・特定保健指導に関する記録 等	内容は保険者ごとに異なる なお、一般的な記載内容は以下のとおり ・サービス利用月 ・介護サービス事業者名称 ・サービスの種類 ・サービス利用日数(回数) ・サービス費用総額 ・利用者負担額 等
利用件数(平成18年度)	2,811万件 (政管健保)	6,172件 (政管健保)	-----	保険者数817

(注)表中「政管健保」は平成20年10月から「協会けんぽ」(全国健康保険協会が運営)に移行。